

インドネシアの通関問題

2019年7月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジャカルタ事務所

免責条項:

- 本資料書に記載している情報は、2018年12月時点に基づくもので、将来の法律改正等によって変わる可能性があります。
- ジェトロは可能な限り正確な情報提供に努めておりますが、本報告書に関連する情報に起因して利用者がいかなる損失を被っても、ジェトロは一切の責任を負いかねます。

禁無断転載

目次

第1章	概要	1
1.	物流パフォーマンス指標	2
2.	通関所要時間の短縮	3
3.	現行法規の見直し	3
4.	通関における課題	5
第2章	輸入通関手続	6
1.	輸入通関	7
A.	運送手段の到着	7
B.	荷卸し	8
C.	一時蔵置	8
D.	国内使用のための輸入	9
E.	ポストボーダー管理	12
2.	貿易管理 - ライセンス	14
3.	関税率表	15
4.	関税評価額	16
5.	輸入税	19
6.	インドネシア・ナショナル・シングル・ウィンドウ (INSW)	20
第3章	禁止および制限	22
第4章	通関便宜	28
1.	通関優先パートナー (MITA)	29
2.	認定事業者 (AEO)	30
3.	保税地域	32
4.	保税倉庫	34
5.	輸出目的における輸入便宜 (KITE)	35
6.	保税物流センター	37
7.	マスターリスト	40
8.	ATA カルネ	40
第5章	自由貿易協定	43
1.	原産地証明書	44
2.	特定用途免税制度 - IJEPA	47
第6章	再評価および通関事後調査	49
1.	再評価	50
2.	通関事後調査	51
第7章	異議および不服申立て	53
1.	異議	54

2. 不服申立て	56
第8章 よくある質問（FAQ）	59
Q1. IATA 運賃と比較して航空運賃が低過ぎる	60
Q2. 貨物の輸入における規制や免許の確認の方法	61
Q3. 原産地証明書に記載の HS コードと輸入申告書に記載の HS コードが異なる	61
Q4. 原産地証明書の発給日と輸出日が異なる	62
Q5. 寄港地の記載漏れを理由に IJEPA 特恵関税を却下される	63
Q6. 特定用途免除制度 - IJEPA の利用方法	64
Q7. PLB における船積前検査	64
Q8. PLB における恒久的施設	65
Q9. PLB 免許申請中における貨物の一時蔵置の方法	66
Q10. 原産地証明書に記載の品名がインボイスに記載のものと一致しないことを理由に IJEPA の特恵関税を却下される	66
Q11. 申告輸入価格が関税評価額データベースのものより低価	67
Q12. 関税評価額にかかる情報提供要請（INP）を受け、タイトな期限内での回答を求められる	68
Q13. IJEPA に基づく原産地証明書の提出期限	69
Q14. インドネシア国家規格（SNI）等の輸入制限	70
Q15. 保税倉庫のメリットとデメリット	71

第1章 概要

概要

インドネシアは、様々な天然資源を有するだけでなく、総人口 2 億 6,100 万人以上の巨大な内需を持つ国で、多くのビジネス機会が期待できる。インドネシアの経済成長は、過去 5 年間で平均 5% 以上の伸びを見せており、今後の成長も期待できる。同国は規制緩和によって投資しやすい環境を整備し、国の経済競争力の押上げを図っている。その取組みが、ビジネス環境ランキングに反映されており、インドネシアは 2012 年の 129 位から 2017 年には 91 位、2018 年には 72 位まで順位を上げた。さらに、2017 年には世界銀行の「改革国トップ 10」、「過去 15 年間でビジネス環境改善を進めた国ベスト 10」にインドネシアが入っている。全体のビジネス環境改善の流れを受けて、通関に係る手続きでも改善を続けている。ビジネス環境の改善の中で、顕著に改善されたものの 1 つとして、通関手続きの簡素化による通関所要時間の大幅な短縮があげられる。現行法令の見直しなど政府主導でさらなる改善に取り組む。

1. 物流パフォーマンス指標

貿易・物流の効率性について各国をランク付けした世界銀行の物流パフォーマンス指標（LPI）¹によると、インドネシアの LPI は 155 カ国中 75 位だった 2010 年より改善し、2018 年には 160 カ国中 46 位と上昇した。しかし、シンガポール（7 位）、タイ（32 位）、ベトナム（39 位）、マレーシア（41 位）等、東南アジア諸国連合（ASEAN）の大半の国に比べると、インドネシアの LPI はまだ低い。

表 1 ASEAN の物流パフォーマンス指標ランク

	2007 年	2010 年	2012 年	2014 年	2016 年	2018 年
シンガポール	1	2	1	5	5	7
タイ	31	35	38	35	45	32
ベトナム	53	53	53	48	64	39
マレーシア	27	29	29	25	32	41
インドネシア	43	75	59	53	63	46
フィリピン	65	44	52	57	71	60

出典：世界銀行

世界銀行は、次の 6 つの項目により各国の物流に関するパフォーマンスを測定している。(1) 税関手続きの効率性、(2) 貿易および輸送インフラの質、(3) 国際輸送の安定性、(4) 物流サービスの能力および質、(5) 委託荷物の追跡能力、および(6) 配送スケジュール。インドネシアの物流パフォーマンス指標は、関税分野を除くすべてで改善が見られている。

¹ 世界銀行、物流パフォーマンス指標、<https://lpi.worldbank.org/international/global>。

2. 通関所要時間の短縮

インドネシアでは、港湾のインフラや設備が不十分なこと、施設の限界や重複した港湾管理、複数の輸送手段を組み合わせる複合一貫輸送（インターモーダル輸送）のシステム連携がうまく機能しないこと、港湾管理の質が不十分であること、港の基準が国際条約を踏まえていないこと等、港湾にかかる問題が多数存在し、国内の物流に膨大なコストがかかる要因になっている。

国内の物流システムを改善するためには、国内外の港から港へ、より迅速に貨物を輸送する必要がある。港での荷揚げおよび荷卸しにかかる時間（通関所要時間）を大幅に短縮することが期待されており、これに関連して運輸省は、ジャカルタのタンジュンプリオク港に到着した貨物を 3 日以内に港外に出すよう荷主に義務づけている²。

同時に財務省も、通関の前後における手続きを迅速に行うための規程を多数公布している。財務省関税消費税総局は効率的な通関施策として、輸出入の制限や禁止³、通関の事後調査⁴、税関申告⁵、通関優先パートナー（MITA）⁶に関する規程の簡素化を実施している。

その間、商業省は通関所要時間を削減するため、輸入に関する一般規定を改正した。輸入業者認定番号（API）の発給簡素化、管轄区域または自治体の監査記録の廃止、林産物の園芸品等に対する登録輸入業者や製造輸入業者の認可制の廃止等⁷、商業省は規制緩和および脱官僚化を図っている。続いて、7種類ある輸出入許可について電子署名システムを利用した許可の方法が導入された⁸。

結果として、2017年における平均通関所要時間は2.9日まで短縮された。しかし、通関所要時間は今現在においてもシンガポール港の約 0.5 日～1.5 日、マレーシアの港の平均 2 日と比較すると競争力が低いという認識である。そこでインドネシア政府は主要港における通関所要時間を 2 日以内に削減するように目標を立て直した⁹。

3. 現行法規の見直し

- a. ビジネス環境の点では、インドネシア政府は、より迅速に通関許可を行うよう努めている¹⁰。迅速化および簡素化が求められる許可関連業務には、税関への登録、保税倉庫、輸出目的での輸入円滑化、消費税のかかる物品の取扱業者の登録

² タンジュンプリオク港における長期滞留貨物の運搬に関する運輸大臣規程 2015 年第 117 号

³ 輸出入の禁止/制限事項の管理に関する財務大臣規程 2015 年第 224 号

⁴ 輸入事後調査に関する財務大臣規程 2007 年第 139 号の改正に関する財務大臣規程 2015 年第 225 号

⁵ 税関申告に関する財務大臣規程 2008 年第 155 号の改正に関する財務大臣規程 2015 年第 226 号

⁶ 通関優先パートナーに関する財務大臣規程 2015 年第 229 号

⁷ 輸入分野における総則に関する商業大臣規程 2015 年第 48 号

⁸ インドネシア・ナショナル・シングルウィンドウの INATRADE による輸出入許可取得サービスに関する商業大臣規程 2015 年第 123 号

⁹ 通関所要時間は、Benang Kusut Arus Logistik di Pelabuhan（2017 年 4 月 26 日）、Radio Republik Indonesia、<http://rri.co.id> より取得

¹⁰ ビジネス環境における通関許可の迅速化に関する財務大臣規程 2018 年第 29 号

番号がある。申告者からの情報については、以前は所在地、責任範囲、事業の特性、監査体制の報告のみだったが、今では財務、銀行取引情報、税務データについても収集するようになった。現在では、すべての通関許可や納税は、インドネシア・ナショナル・シングルウィンドウ（INSW）ポータルを通じた電子申請が求められる。INSWポータルは、オンライン・シングル・サブミッション（OSS）システムに統合されている¹¹。

- b. インドネシア政府は、保税物流センター（PLB）¹²の形態や機能の改善にも努めている。この政策は、貿易や産業活動の活発化を通じて、企業の競争力を強化する。また、投資を拡大させるとともに、E コマース産業を活発化させることに繋がる。さらに、中小企業のための原材料確保を支える意義もある。
- c. 知的財産権の侵害が疑われている輸出入品の管理においては、インドネシア政府は、税関職員に登録、停止、担保、一時差止、監視、評価を行う権限を与えている¹³。
- d. 貿易赤字に対処するために、インドネシア政府は 1,147 種の品目の輸入にかかる前払所得税を引き上げた。詳細は以下のとおり。
 - 210 種の品目の輸入にかかる前払所得税率は、7.5%から 10%に引き上げ
 - 218 種の品目の輸入にかかる前払所得税率は、2.5%から 10%に引き上げ
 - 719 種の品目の輸入にかかる前払所得税率は、2.5%から 7.5%に引き上げ¹⁴
- e. 輸出入品の監視を効率的に行うために、インドネシア政府は輸入業者および輸出業者の双方に、事前に決定した単位¹⁵を使用して特定の商品記録することを義務づけている。特定の単位を使用する輸入品には米、塩、砂糖、トウモロコシ、園芸品、動物および動物製品、石油、繊維および繊維製品、バティック、バティックパターン、林業製品、オゾン破壊物質（BPO）、ダイヤモンド、真珠、鉄、鉄製品がある。一方、報告する必要のある輸出品には、野生動物、油、ガス、鉱物、肥料、真珠、米、動物および動物製品、およびブリキ缶がある。さらに、関税領域（注）に出入りする現金も事前に決定された単位で報告する必要がある。

（注）「関税領域」とは、インドネシア共和国の領域で、陸地、水域、これらの上空域、排他的経済地域の特定の場所及びこの法律の全てが適用になる大陸棚から構成されるものをいう。（インドネシア関税法 2006 年第 17 号第 1 条第 1 項第 2 号）

¹¹税関における許可の電子統合サービスに関する財務大臣規程 2018 年第 71 号

¹²保税物流センターに関する財務大臣規程 2015 年第 272 号の改正に関する財務大臣規程 2018 年第 28 号

¹³知的財産権侵害物品または知的財産権侵害疑義物品である輸入品または輸出品の取締りに関する、登録、停止、担保、一時差止、監視および評価に関する財務大臣規程 2018 年第 40 号

¹⁴商品運搬の支払い、輸入活動または他の分野の事業活動に関連する前払所得税の徴収に関する財務大臣規程 2018 年第 110 号

¹⁵税関への通知に関する財務大臣規程 2018 年第 104 号

4. 通関における課題

輸入手続において物流会社または輸入業者が頻繁に直面する問題に、(1) 輸入業者が提出した原産地証明書を税関職員が否認し、EPA/FTA の特惠関税の適用を受けることができない、(2) 税関職員と輸入業者の間で HS コードや関税評価額の不一致があると税関職員が関税率または関税評価額を決定し、当該評価額で、輸入業者が追加で輸入税を支払う、または制裁金という形で行政処分を受ける、ということがある。

このような問題を避けるため、物流会社や輸入業者は、EPA/FTA の特惠関税を適用するための規定、物品の分類規定および関税評価額の決定システムを、理解する必要がある。

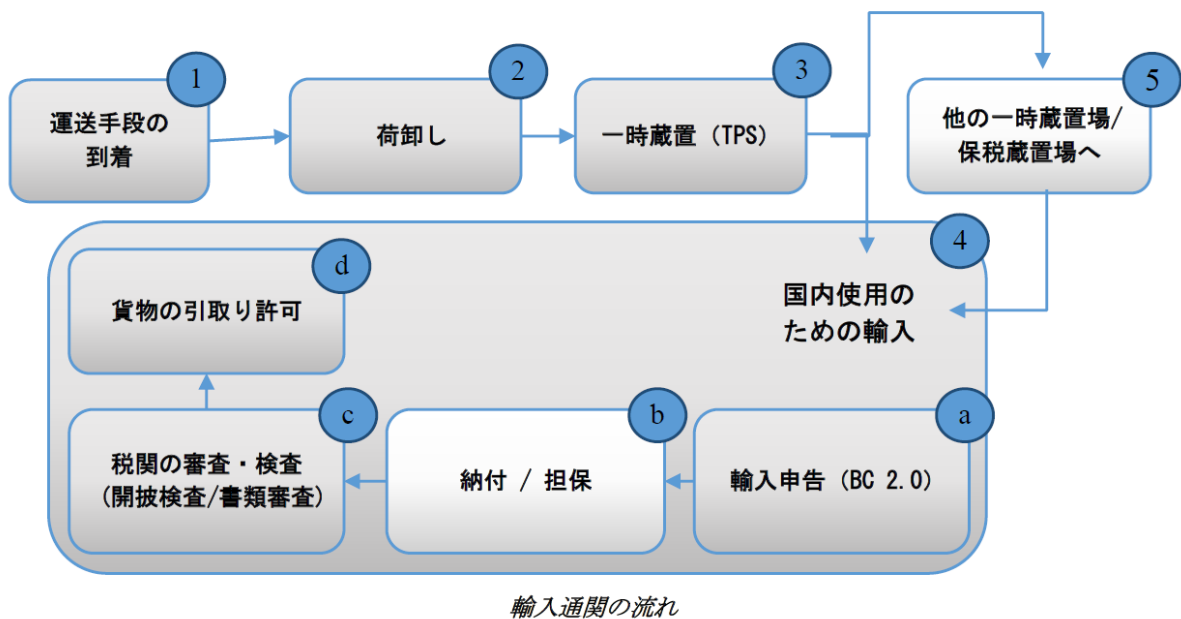
第 2 章 輸入通関手続

輸入通関手続

貨物を輸入する際には、輸入者は以下の手続を行う必要がある。

1. 輸入通関

輸入通関は、以下の手順で実施される。



出典：各種資料より作成

A. 運送手段の到着¹⁶

インドネシア各地の税関事務所が電子データ交換（EDI）システムを導入済か、または電子データ保管媒体を利用している場合には、運送業者は、運送手段の到着にあたり、オンラインシステムで入港予定届を税関に提出しなければならない。しかし、各地の税関事務所が EDI システムや電子データ保管媒体を利用していない場合には、入港予定届は書面で提出することができる。入港予定届は、輸出国を出港してからインドネシアで入国するまでの運送期間が 24 時間以上の場合、運送貨物が目的地に到着する 24 時間前までに提出する必要がある。一方、運送期間が 24 時間未満の場合は、入港予定

¹⁶入港予定、輸入積荷目録、輸出積荷目録の提出手順に関する財務大臣規程 2017 年第 158 号

届は入港の前までに提出すればよい。運送業者は、入港予定届の登録番号を取得後、輸入積荷目録も提出する義務がある。この義務は荷卸しを行う運送業者に適用される。

B. 荷卸し¹⁷

入港予定届および輸入積荷目録の提出後、税関長の許可に基づき、港またはその他の場所に設置された税関領域（注）において、輸入貨物の荷卸しをすることができる。

荷卸しを行う際には、以下の点を考慮に入れる必要がある。

- 1) 荷卸しを行う輸入貨物が、輸入積荷目録に記載されているものより少ないことが判明した場合、運送業者は不足分の貨物に対して輸入税を支払わなければならない上、最低 2,500 万ルピア、最高 2 億 5,000 万ルピアの制裁金を支払わなければならない。
- 2) 荷卸しを行う輸入貨物の中に、輸入積荷目録に記載されていないものがあることが判明した場合、運送業者は最低 2,500 万ルピア、最高 2 億 5,000 万ルピアの制裁金を支払わなければならない。

（注）「税関領域」とは、海港、空港及び関税消費税総局の監督下にある貨物の通行のために指定されたその他の場所で、特定の境界を有する地域をいう。（インドネシア関税法 2006 年第 17 号第 1 条第 1 項第 3 号）

C. 一時蔵置^{18,19}

輸入貨物は通関するまで、港にある一時蔵置場（TPS）に最大 30 日間保管することができる。

しかしながら、混雑している、蔵置するのに技術的な問題がある、輸入貨物を港で保管することが難しいと思われる他の要因がある場合、税関長の許可を受けた上で、輸入貨物を港外の保税蔵置場（TPB）に最大 60 日間保管することができる。

¹⁷輸入貨物の荷卸しおよび蔵置に関する財務大臣規程 2007 年第 88 号

¹⁸税関領域および一時蔵置に関する財務大臣規程 2015 年第 23 号

¹⁹税関領域および一時蔵置に関する財務大臣規程 2007 年第 70 号.

輸入貨物が所定の期間内に一時蔵置場から引取られない場合は、当該貨物は国庫に帰属し、荷主がリスクおよび費用を負担した状態で税関蔵置場に保管されるので、留意が必要である。

D. 国内使用のための輸入²⁰

国内使用のための輸入とは、国内で使用するため、またはインドネシアに居住する者が所有するために貨物をインドネシア関税法の適用範囲が及ぶ関税領域に持ち込むことをいう。輸入の手順は以下のとおり。

1) 輸入申告書の提出

輸入者は、輸入申告を行う手段として、電子データ交換、書面またはインドネシア・ナショナル・シングル・ウィンドウ（INSW）ポータルを通じて、通関書類に基づき作成された輸入申告書を税関長へ提出する。輸入申告書の提出については、通関業者がその権限を付与されている²¹。

提出が必要な通関書類、および輸入申告書に添付する必要通関書類は、以下のとおり。

- ・ 輸入業者認定番号
- ・ 登録証明書
- ・ 納税者番号
- ・ 税金および関税物品税の支払伝票
- ・ 保証書受領書
- ・ インボイス
- ・ パッキングリスト
- ・ 船荷証券または航空貨物運送状
- ・ 免税証明書
- ・ 禁止／制限品目の輸入にかかる所掌機関からの推薦状または許可書
- ・ その他の文書

2) 納付

²⁰居住者による貨物の輸入許可ガイドラインに関する関税消費税総局長規程 2016 年第 16 号

²¹ 輸入税に相当する額の担保を提出して税関長の許可を取得した後に、送電線やパイプラインを介して輸送される電力、液体貨物またはガスを定期的に輸入する際にも、当該輸入申告書を用いることができる。

輸入申告書を税関へ提出した後、輸入者は輸入税および物品税の支払いのためのビリングコードを受領する。税関から受領したビリングコードに基づき、輸入者は集金代行機関（指定銀行または指定郵便局）に納付を行うことができる。

納付は現金払または定期払で行うことができる。現金払の場合は、輸入申告書の登録番号取得前に支払う義務がある。一方、定期払は遅くとも輸入申告書の登録月の月末までに行う義務がある。この支払方法は、通関優先パートナー（MITA）や認定事業者（AEO）に認定された生産者や輸入者のみが行える。

納付額は、以下の項目からなる。

- a) 輸入税
- b) 付加価値税
(VAT)
- c) 奢侈品販売税
(STLG)
- d) 所得税

国内使用のための輸入に課される輸入税の算出

- **輸入税** = 関税評価額 × 為替レート × 輸入税率
- **付加価値税** = 付加価値税率 × (関税評価額 + 輸入税)
- **奢侈品販売税** = 高級品売上税率 × (関税評価額 + 輸入税)
- **所得税** = 所得税率 × (関税評価額 + 輸入税)

関税評価額は、コスト、運賃、保険料込（CIF）の輸入貨物取引価格より取得される輸入税の算出のための基本価格となる。「為替レート」は、財務省が毎週発表する為替レートである。一方「輸入税率」は、インドネシア関税率表に記載される輸入税率となる。

3) 税関の審査・検査

輸入貨物が税関領域から引取られる前に、税関職員は審査・検査を実施する権限がある。輸入貨物に対する税関の審査・検査には、貨物の書類審査および開披検査がある。

書類審査は、税関申告書が完全かつ正確に記載されているとともに、所定の要件を満たしているかを確認するために実施される。

書類審査では、まず輸入貨物が禁止／制限品目（LARTAS）か否かについて確認を行う。それらの貨物が禁制品である場合、特段の条件がない限り自動的に却下される。制限品目である場合、必要な書類が完全にそろっているかが審査される。

開披検査においては、輸入者と倉庫主の両方は、貨物の引渡しおよび検査貨物の開梱を行う義務がある。当該義務が果たされない場合、検査される輸入者のリスクおよび費用負担で税関職員が検査を行う権限がある。

開披検査は、以下の目的で使用するため、輸入貨物の完全なデータを取得して実施される。

- a) 正しい関税分類および関税評価額の決定
- b) 申告されていない貨物の発見
- c) 貨物に関する誤りの発見
- d) 原産地証明書の誤記の発見
- e) 関税および物品税の納付義務、課税、LARTAS 規定の履行といったその他の目的

税関検査で問題ないことを確認後、税関職員は輸入許可書（SPPB）を発行する。輸入者は所定の手順に従って、当該輸入許可書を使用して、税関領域から貨物を引取ることができる。

税関職員は、以下の輸入チャンネルに応じて審査・検査を実施する。

表 2 輸入チャンネル

チャンネル	開披検査	書類審査	輸入リスク	* 詳細
レッド	✓	✓	高	書類審査は、輸入許可書の発行前に実施される。
イエロー	×	✓	中	書類審査は、輸入許可書の発行前に実施される。
グリーン	×	✓	低	書類審査は、輸入許可書の発行後に実施される。

輸入チャンネルは、税関職員が以下の項目に基づき決定する。

- a) 輸入者、通関業者、運送業者、一時蔵置業者等の事業者プロフィール
- b) 商品のプロフィール
- c) 税関申告書
- d) 無作為抽出
- e) 諜報

上記の輸入チャンネルの他、MITA/AEO に認定された輸入者に対しては、無作為審査・検査がない限り、審査・検査なしで輸入許可書が発行される。審査・検査の結果に基づき、税関職員は、関税率および関税評価額を決定し、場合によっては輸入税の追徴や制裁金が生じることがある。

4) 貨物の引取り

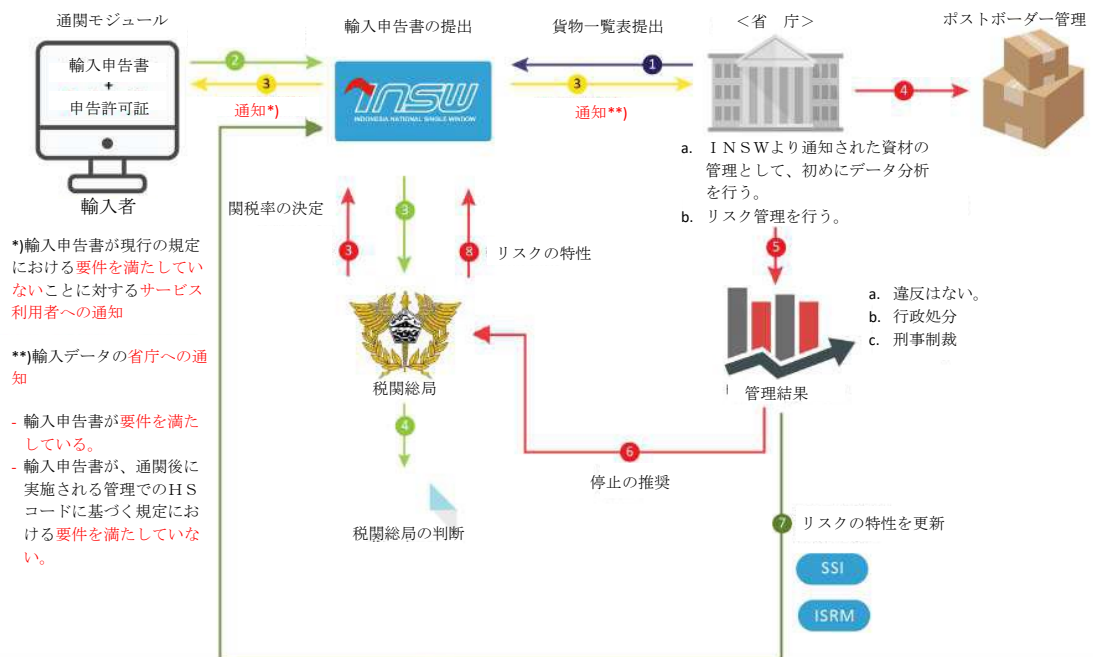
輸入貨物は、輸入許可書の発行により税関の承認を受けた後、税関領域から引取ることができる。

E. ポストボーダー管理²²

港の物流を円滑および加速化するため、インドネシア政府は LARTAS 規定に関連する輸入貨物の管理を、従来の税関領域内での実施から、税関領域外（通関後）での実施（ポストボーダー管理）に変更し、手続きを簡素化した。このような輸入手続の簡素化により、税関領域で検査される輸入貨物は、以前の 5,229 品目（48.3%）から 2,256 品目（20.8%）に削減された。

ポストボーダー管理は、効率的なコマースチェーンを創出するために行われている。しかしながら、こういった管理の変更、LARTAS 規定の簡素化を行ってもなお、輸入の要件や許可関連書類は廃止されていない。

ポストボーダー管理の流れは、以下の図のとおり。



ポストボーダー管理の流れ

Source: Warta Bea Cukai Volume 50, Nomor 4, page 27, April 2018

出典：インドネシア税関月報（2018年4月号）27ページ

²²税関領域外における輸入事後調査実施（ポストボーダー）に関する商業大臣規程 2018 年第 28 号

1. 省庁/機関が通関後輸入手続において貨物一覧表を提出
2. 輸入者が輸入申告書を提出
3. ・インドネシア・ナショナル・シングル・ウィンドー（INSW）から輸入者へ通知
 - ・INSW から省庁/機関へ通知
 - ・INSW から税関総局へ輸入申告書データの転送
 - ・税関総局から INSW へ通知をし、関税率や関税評価額の決定（関税率および関税評価額決定書）に関連して、輸入者および省庁/機関に転送
4. ポストボーダー管理
5. リスク管理を行う
6. 管理結果を元に輸入停止を税関総局に推奨する場合も
 - －税関総局へのリスク管理プロファイルのアップデート（ISRM）
7. リスクの特性を更新し、INSW に通知
 - －INSW へのリスク管理プロファイルのアップデート（ISRM）
8. 税関総局から INSW にリスク特性を通知

用語一覧

- ・ **DGCE**: 関税消費税総局
- ・ **SSI**: シングル・ステークホルダー・インフォメーション
- ・ **ISRM**: インドネシア・シングル・リスクマネジメント

原材料の輸入においては、ユーザー産業への事後調査制度を通じて管理が行われる。一方、消費財の輸入においては、リスク管理システム、または、国家食品・医薬品監督庁からの海外食料品流通許可のような事前の流通要件を利用して管理が行われる。

ポストボーダー政策の実施にあたり、商業省はオンラインシステムの INATRADE を通じて、必要な許可取得の際に自己申告を行う仕組みを施行している。自己申告は、貨物の搬入要件として補完書類が真正なものであることを事業主が自ら申告するものである。ポストボーダーで実施される許可取得の他、自己申告もまた、消費者保護・貿易法令総局における管理手法として機能している。

さらに輸入者は、財務諸表、業務工程表、取引書類（例：インボイス）、事業活動に関連する書状を、電子データ等で記録する義務もある。全ての記録は、10年間保存する必要がある。

2. 貿易管理 - ライセンス

オンライン・シングル・サブミッション（OSS）統合サービスの実施によって、事業主の識別としての事業基本番号（NIB）²³が輸入業者認定番号（API）²⁴に代わり、自動的に有効となった。

NIB は、事業許可および商業/営業許可を取得し、その要件を満たした上で事業主が使用する事業の識別番号となった²⁵。

インドネシアの通関システムに適用されている API には 2 種類ある。1 つ目は、商社等の輸入者に付与される番号で（一般輸入業者認定番号 API-U）、2 つ目は、実際には販売や転売が禁止されている物品における資本財、補完材、生産補完材等の自社使用の為に輸入する者に特別に付与される番号である（製造輸入業者認定番号 API-P）。API-P 保有者により輸入される物品は、自社使用 2 年経過した後引渡すことが可能である。

API は、輸入者が事業活動を実施している限りは有効である。しかし、輸入者が、インドネシア政府によって定められた規則に違反した場合や遵守していない場合には、関連当局により、以下のとおり API が保留あるいは無効とされる場合がある。

API の保留	API の無効
<ul style="list-style-type: none">税関総局長への 3 カ月毎の輸入結果の報告義務の不履行API 要請書類において間違った情報あるいはデータを提出輸入貨物に対して責任を持たない輸入に関する法令規制に違反輸入書類および輸入に関する書状を悪用	<ul style="list-style-type: none">API に準じた NIB に従わずに事業を実施恒久的な法的効力を有する裁判所の決定に基づき、無効の宣告を受けた

財務省は、単一識別番号として納税者番号を付けることにより、2016 年末までに通関登録システムを完成させた。それに合わせて、通関認識番号および通関業者番号が廃止され無効となった。ゆえに、通関義務の履行にあたり、輸入者は納税者番号を登録し、通関登録を行う必要がある²⁶。

²³事業許認可統合電子サービスに関する政令 2018 年第 24 号

²⁴輸入業者番号（API）に関する商業大臣規程 2018 年第 75 号

²⁵注 23 に同じ

²⁶通関登録に関する財務大臣規程 2016 年第 179 号

3. 関税率表

関税率表は、貨物とそれに課される輸入税の分類表である²⁷。

品目の分類システムは、価格の決定、貿易取引、輸送、および統計品目番号（HS）に基づき作成される統計の簡素化を目指し、体系的につくられた品目分類一覧表である。

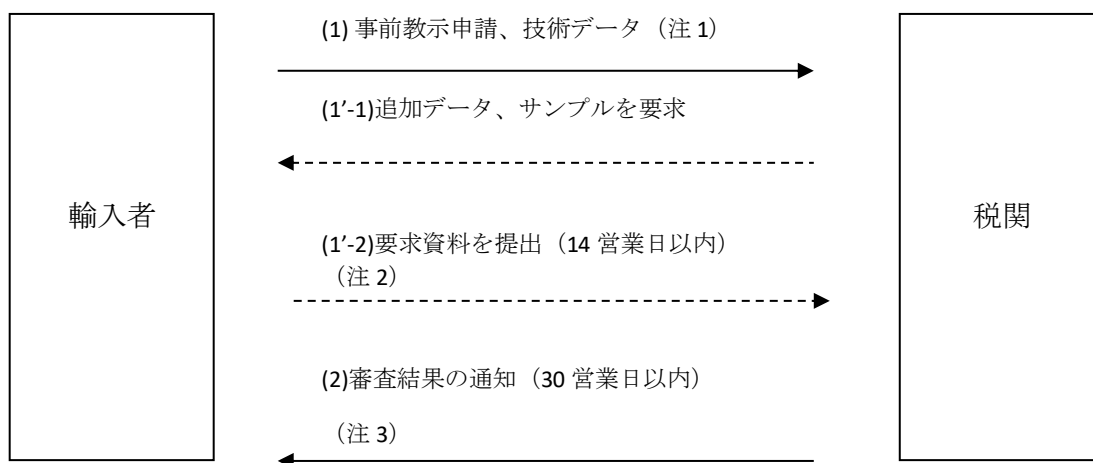
財務省が規定する特定の税率（パーセント）またはルピアで明記された輸入税額（最恵国/MFN）が課税される²⁸。自由貿易協定（FTA）等の貿易円滑化制度を使用した輸入品については、MFN とは異なる関税率が輸入税額に適用される。

輸入申告時に届出る関税率は、自己申告により記載できる。しかし、税関職員は輸入申告書の登録後 30 日以内であれば関税率を決定（訂正）する権限がある。

税関職員は、輸入申告書に記載の分類（関税率）が違うと判断する場合には、輸入者に対し、輸入税の追加納付を義務づける決定（訂正）を行うことがある。

税関職員によるこのような決定/訂正を避けるため、輸入者は税関総局に対し、事前教示（PKSI）²⁹の申請を行うことができる。事前教示決定は、申請した輸入者の名義で、同一の貨物について3年間使用することができる。ただし、以下の場合には事前教示を利用することはできない。

- a) 品目分類に関する規定の変更がある場合
- b) 輸入品の種類が、事前教示決定に記載されたものと異なる場合
- c) 事前教示決定が変更あるいは無効となった場合



事前教示の申請の流れ

²⁷関税法（2006年インドネシア共和国法令第17号）

²⁸関税分類システムおよび輸入貨物にかかる輸入関税率の決定に関する財務大臣規程 2017年第06号

²⁹税関申告提出前の輸入品目分類および決定の手続に関する財務大臣規程 2016年第194号

(注1) 技術データは、以下の項目を含む。

- a) 商標
- b) 図/パンフレット
- c) カタログ
- d) 製品の仕様書
- e) 材料証明書
- f) 生産プロセスの流れ
- g) 化学物質安全シート
- h) 分析証明書
- i) 税関のラボラトリーまたはその他のラボラトリーからの試験結果
- j) その他の書類

(注2) 輸入者が14営業日以内にデータを提出しない場合は、申請は自動的に却下

(注3) 事前教示決定/却下の送付

4. 関税評価額³⁰

輸入税は、関税評価額に基づき算出される。輸入税の算出における関税評価額は、特定の要件を満たす関連輸入品の取引価格であり、CIF価格である。

関税評価額は、輸入税の算出基礎として使われる価格である。関税評価額の決定において主に基礎となるのは、関連する輸入品の取引価格である。取引価格は、輸入者が税関領域に持ち込むために購入した貨物に対して支払うべき価格に、実際に支払われた価格に含まれていない特定のコストを加えた価格である。

取引価格に含まれない場合で、実際に輸入業者が支払う、あるいは支払うべき価格に含まれないコストは以下のとおりである。

- a) 販売および仲介サービスの手数料
- b) 労務費および梱包材料費を含む梱包費
- c) 労務費および包装材料費を含む包装費
- d) 支援料：実際に支払った、または支払うべき価格に含まれない支援料、または貨物及びサービスの価格で、生産および輸出にかかる手数料が掛からない、あるいは低価であるもの
- e) ライセンス使用料
- f) 収益：輸入品の再販、利用、使用時に買主が取得する収益で、直接的または間接的に売主に供されるもの
- g) 税関領域へ輸入貨物を運ぶ輸送費
- h) 運賃に含まれない荷揚げ・荷卸しにかかる費用および取扱手数料

³⁰関税評価額に関する財務大臣規程 2010 年第 160 号

- i) 海外の輸出地から税関領域の輸入地までの貨物の輸送にかかる保険料または保証料で、被保険者証、保険証券、包括予定保険証券等の保険書類で証明されるもの。保険書類の日付は遅くとも配送日前でなければならない。

運賃が CIF 価格に加算されておらず、輸入者がそれを証明できない場合、運賃は財務大臣規程 2010 年第 160 号第 20 条に基づき決定される。

- a) 海上輸送の場合、運賃は以下のとおり。
 - 1. ASEAN 諸国からの貨物の場合、本船渡し価格 (FOB 価格) の 5%
 - 2. アジア (ASEAN 諸国以外) または豪州からの貨物の場合、FOB 価格の 10%
 - 3. 他の国からの商品の場合、FOB 価格の 15%
- b) 航空輸送の場合、運賃は国際航空運送協会 (IATA) の運賃に基づき決定

輸入申告書提出時に先物価格、使用料、収益といった追加費用を決定できない場合、輸入者は自主申告を行うことができる。自主申告³¹の手順は以下のとおり。

- 1. 輸入申告書に申告する先物価格、使用料、収益の価格、および輸入申告書登録日から最大 45 日以内の決済日を推定
- 2. 決済日に輸入申告する価格が過少となる場合、輸入者は決済日から 7 日以内に自主払を行う義務がある

自主申告を活用する利点は、実際より少なく課税価格を申告し、未払いがある場合でも制裁金を課されないことにある。

関税評価額として認められる取引価格の要件は以下のとおりで、取引価格に影響する要素や価格計算できないような要素がないという要件が重要になる。

- a) 法令で規制する制限、地理的領域の制限および貨物の価格に実質的に影響を与えない制限の他、輸入貨物の利用あるいは使用にかかる制限がないこと
- b) 関税評価額を決定できない関連輸入貨物の評価をもたらす売買要件がないこと
- c) 輸入時に算出できない収益がないこと
- d) 貨物の価格に影響を及ぼす売主と買主の関係がないこと

売買取引価格に基づき関税評価額を決定できない場合、同一貨物や類似貨物の取引価格、減額控除、代替計算等の方法を用いて関税評価額を算出する。

関税評価額は、輸入申告時に自主申告により記載することができる。しかし、税関職員は、輸入申告書登録日から 30 日以内に、記載された関税評価額を決定 (訂正) する権限がある。

³¹ 輸入税の算出における関税評価額の自主申告に関する財務大臣規程 2016 年第 67 号

関税評価額が輸入申告より過少な額で申告される場合、輸入者は当該不足分に対して輸入税を追加納付する義務があり、未払いの輸入税と支払済の輸入税との比率によって、未払いの輸入税の100～1,000%の制裁金を支払うこととなる。

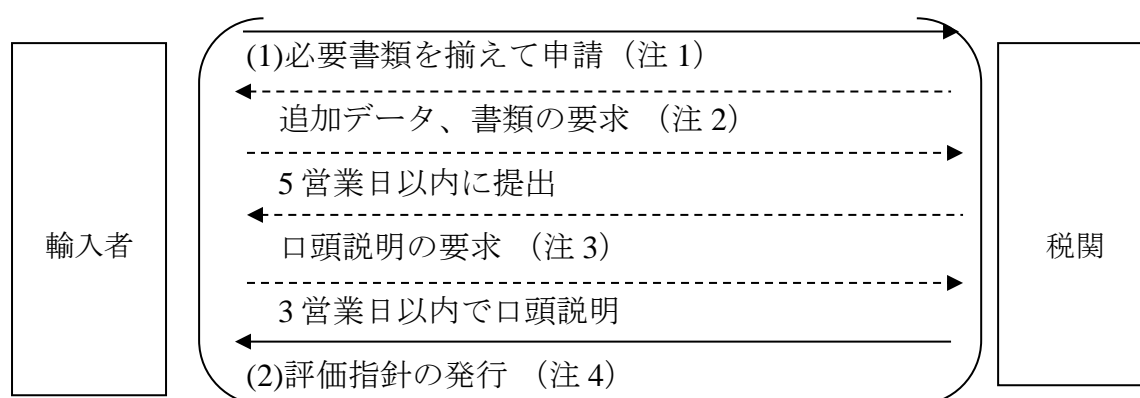
表3 輸入税未払いにかかる罰則

番号	未払いの輸入税と支払済の輸入税との比率	制裁金
1	25%まで	100%
2	25% から 50%まで	200%
3	50% から 75%まで	400%
4	75%から 100%まで	700%
5	100%以上	1,000%

過少評価によるトラブルを避けるために、輸入者は税関総局に評価指針³²を申請することができる。費用／価格の価額要素を関税評価額に加えるか否かの評価指針決定書を税関総局が発行する。輸入者は、3年間有効な評価指針の決定書を利用することで、輸入申告の前に、費用／価格要素を関税評価額に加えるか否かを容易に見極めることができる。

³²税関申告書提出前の輸入予定物品の費用および価額の取扱上の関税評価の算出方法に関する指針の申請および供与手順に関する財務大臣規程第2018年第134号

[評価指針の申請の流れ]



(注 1) 必要書類は以下のとおり

- a. 売買取引の存在を証明する書類
 - 発注書
 - 確認書
 - 販売契約書
 - インボイス
 - 信用状(L/C)
 - その他の支払取引書類
- b. 費用／価格の価額要素に関する書類
 - 契約書
 - 保険証書
 - 運搬書類
 - その他

(注 2) 税関は、輸入者に 10 営業日以内に追加データ／書類を提出するよう要求できる。輸入者は 5 営業日以内に提出が必要

(注 3) 税関において評価指針を発行する上で、提出された書類が十分ではない場合、税関は費用／価格の価額要素に関して口頭での説明をするよう輸入者に要求することができる。輸入者はその要求に応じ、3 営業日以内に口頭説明をすることが必要

(注 4) 税関は、40 営業日以内に書面にて評価指針を発行する。
(輸入者が MITA または AEO の場合には、要請後 30 営業日以内)

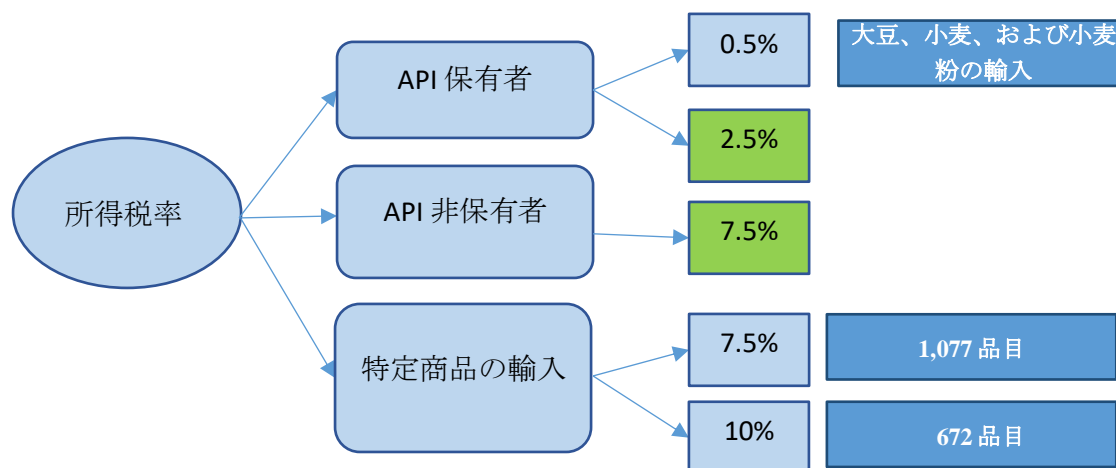
5. 輸入税

輸入時に支払う税金は輸入税、付加価値税、奢侈品販売税、前払所得税から成っている。すべての輸入貨物には 10%の付加価値税が課される。しかし、非加工の天然物または付加価値の付いたモノの輸入については、10%の付加価値税は課されない³³。

³³物品・サービスの付加価値税および奢侈品販売税に関する法律 1983 年第 8 号の改正第 3 版に関する法律 2009 年第 42 号

奢侈品販売税は、10%から125%の税率で、奢侈品として分類される輸入貨物にのみ課される³⁴。

前払所得税^{35,36}は、0.5%から10%の税率で輸入貨物に課される。詳細は以下のとおり。



出典：各種資料より作成

6. インドネシア・ナショナル・シングル・ウィンドウ (INSW)

INSWは、法令に則った通関資格の付与および貨物の引取り許可のため、データや情報の処理の一本化および同時並行化、および決定の一本化を可能にする国家統合システムである³⁷。

INSWシステムは、通関書類、検疫書類、認可に関する書類、港／空港に関する書類、および輸出入に関するその他の関連書類の取扱いに関連するシステムや情報を統合する電子システムであり、データや情報の安全性を確保し、内部システム間の情報の流れやプロセスを自動的に統合させている。

INSWの目的は、国際貿易活動の流れを改善し、国際貿易慣行やビジネス活動の促進に沿って、貨物の引取り許可のプロセスにおいて統合的な環境を築くために、輸出入プロセスの透明性、一貫性および効率性を向上させることにある。

³⁴奢侈品販売税を課す車種および奢侈品販売税の免除に関する財務大臣規程 2017 年第 33 号

³⁵貨物運搬の支払、輸入活動または他の分野の事業活動における所得税徴収に関する財務大臣規程 2017 年第 34 号

³⁶貨物運搬の支払、輸入活動または他の分野の事業活動における所得税徴収に関する財務大臣規程 2017 年第 34 号の改正に関する財務大臣規程 2018 年第 110 号

³⁷インドネシア・ナショナル・シングル・ウィンドウに関する政令 2018 年第 44 号

INSW は、www.insw.go.id のウェブサイトからアクセスすることができ、INSW システムポータル、インドネシア・トレード・レポジトリ (INTR)、ウェブフォーム GA (Webform Government Agencies)、SSO (Single Sign-on) サービス、通関登録および通関 EDI 登録等のアプリケーションがいくつかある。INTR では、輸入者は HS コード検索 (HS コード情報)、LARTAS 情報、省庁／機関からの認可取得に関する情報、原産地規則に関する情報 (FTA) 等、輸入規定に関する多くの情報を検索することができる。

第 3 章 禁止および制限

禁止および制限

消費者および国内企業を保護するため、政府は所管省庁/機関を通じて特定の貨物の輸入を禁止および制限している。禁止／制限品目（LARTAS）規定は、一般的な輸入、宅配または郵便による配送貨物の輸入、ターミナルに到着した旅客からの輸入等、多くの輸入に適用される。LARTAS は所管省庁/機関が発行・決定し、財務大臣に通報する³⁸。国際間の税関管理プラクティスに倣い、税関は税関領域にある貨物の出入りの流れを管理している。従って、LARTAS 規定は税関総局（DGCE）によって管理される。

現在、LARTAS に規定されている品目は 5,229 品目ある。どの品目が禁止または制限されているかについての詳細な情報については、www.eservice.insw.go.id（インドネシア・トレード・レポジトリ／INTR）のウェブサイトで確認されたい。

LARTAS に規定されている貨物を輸入する場合、以下の特別な許可が必要になる。

表 4 LARTAS 規定

所管省庁/機関	貨物の種類	必要書類
原子力規制庁 (BAPETEN)	原子力材料	原子力材料の輸入承認書 電離放射線源の輸入承認書
インドネシア 中銀 (BI) / インドネシア 金融取引報告 分析センター (PPATK)	現金	報告書
国家食品医薬品 監督庁 (BPOM)	<ul style="list-style-type: none">• 医薬品および原材料• 食品および補助食品• 化粧品および原材料• 伝統医薬品および原材料	輸入証明書 非食品医薬品証明書

³⁸関税法（2006 年インドネシア共和国法令第 17 号）

所管省庁/機関	貨物の種類	必要書類				
エネルギー・鉱物資源省	潤滑油	インドネシア国家規格 潤滑油の登録数 一般取引事業許可 制限取引事業許可				
林業省	絶滅危機動物	海外野生動植物輸送書 絶滅のおそれのある種の国際取引に関する条約（CITES）における許可				
海洋水産省	魚療品（Fish Medicine）	魚療品の登録数				
保健省	医療機器 麻薬 向精神薬 医薬前駆体	医療機器の登録数 検査官報告書 麻薬輸入承認書 向精神薬輸入承認書 医薬前駆体輸入承認書 医療機器および家庭用健康用品の登録数				
商業省		SNI	LS	IP	IT	SPI
	肥料	Y				
	タイヤ	Y				
	セメント	Y				
	エチレン			Y		
	非医薬前駆体		Y	Y	Y	Y
	ニトロセルロース		Y	Y	Y	Y
	非有害廃棄物		Y	Y		
	有害物（B2）			Y	Y	Y
	オゾン層破壊物質		Y	Y	Y	Y
	クロロキシレノール（PCMX）			Y		
	潤滑油			Y		
ダイヤモンド原石				Y	Y	

所管省庁/機関	貨物の種類	必要書類				
		SNI	LS	IP	IT	SPI
商業省						
	石油ガス					Y
	プラスチック			Y	Y	Y
	鉄鋼			Y	Y	
	鋼板および合金ロール	Y				
	動物および動物製品					
	園芸品			Y	Y	
	砂糖		Y	Y	Y	
	米		Y			Y
	塩		Y	Y	Y	Y
	小麦粉	Y				
	トウモロコシ					
	大豆					
	クローブ					Y
	サッカリン、サッカリン塩					Y
	食品および飲料製品		Y			
	ココア粉末	Y				
	アルコール飲料				Y	
	織物および織物製品		Y	Y	Y	Y
	衣服		Y			
	履物	Y	Y			
	電子機器		Y			
	玩具		Y			
	工具					
陶磁器		Y				
複合機およびカラープリンタ		Y				

所管省庁/機関	貨物の種類	必要書類				
		SNI	LS	IP	IT	SPI
	携帯電話およびタブレット				Y	Y
	光ディスク		Y	Y	Y	
	供与品、一時輸入品、中古資本財、大使の譲渡品					Y
農業省		輸入許可書 農薬登録および許可書				
郵電総局		郵便証明書				
動物検疫所	加工されていない肉、牛乳、卵 動物用医薬品およびビタミン剤 動物用補助食品	動物検疫証明書 KH-5 KH-7 KH-12 KH-4, KH-5, KH-7, KH-8a, KH-8b, KH-8c, KH-9, KH-10, KH-11, KH-12				
魚類検疫所	魚類、魚類寄生虫媒介物	魚類検疫輸入許可証(KID 3) 魚類検疫輸入許可証(KID 5 KI-D3, KI-D12, KI-D15)				
植物検疫所	植物および植物寄生虫媒介物	KT.2 KT.9				
環境省		有毒物登録証明書				
国家警察	けん銃およびその他の銃器、花火、爆竹	輸入許可書				

Y = 商業省からの承認取得のために各項目を必要とする場合。

IP = 製造輸入業者：製造輸入業者は、LARTAS 品目を輸入する許可を取得している。製造輸入業者は産業部門に従事する企業を対象とする。製造輸入業者となるためには、輸入者は商業省に申請を行う。

- IT = 登録輸入業者：登録輸入業者は、LARTAS 品目を輸入する認可を取得している。登録輸入業者は貿易部門に従事している企業を対象とする。登録輸入業者となるためには、輸入者は商業省に申請を行う。
- LS = サーベイヤーレポート：サーベイヤーレポートは、産業と貿易に悪影響を与えるおそれのある貨物をはじめとする輸入貨物の通関の補完書類である。サーベイヤーによる調査は、貨物の荷揚げ国で行われる必要がある。
- SPI = 輸入承認書
- SNI = インドネシア国家規格：インドネシア国家規格は、国家標準庁によって決められた規格であり、インドネシア国内すべてで適用される。

第 4 章 通関便宜

通関便宜

貿易円滑化の取組みとして、インドネシア政府は、輸出者、輸入者、物流会社等のために様々な通関便宜を供与している。事業者には輸入貨物の処理時間の効率化や通関手続の簡素化、輸入税の支払猶予や免除という形で恩恵がもたらされる。通関便宜の利用者が増えることによってインドネシアの貿易円滑化が進み、力強い経済成長に寄与しうる。通関便宜の詳細を以下に紹介する。

1. 通関優先パートナー (MITA)

MITAは、通関時に特別待遇（便宜）が与えられる輸入者または輸出者で、特に以下のような待遇がある³⁹。

- a. ランダム調査がない限り、審査・検査を受けない
- b. 荷卸しした輸入貨物を、税関領域外から入ってきた運送手段で直接、陸上運送できる (truck losing)
- c. コンテナ内の輸入貨物を一部引取りたい場合に、当該貨物を取り出す必要がなく、事前に申告書を提出する必要もない
- d. 企業担保を、すべての通関業務に利用できる
- e. 製造輸入業者のステータスをもつ MITA は、通関上の支払いを定期払でまとめて行うことができる
- f. MITA 輸入者は、電子データ交換 (EDI) の利用を申し出れば、輸入申告書、および通関関連補完書類のプリントアウトを税関に提出する必要はない
- g. MITA 輸入者は、クライアントコーディネータから特別サービスを受ける

MITA の認定を受けるには、輸入者が以下の要件を満たす必要がある。

- a. 過去 6 カ月におけるコンプライアンス上の評判が良いこと
- b. 支払い義務のある関税、物品税や輸入税を滞納していないこと
- c. 関税法令上の犯則行為がないこと
- d. 過去 6 カ月、グリーンの通関チャンネルを有していること
- e. 事業の本質が明確かつ特定されていること
- f. 税関総局より、滞納が無い旨の証明書を取得していること
- g. MITA としての申請の意向があると確認できること

関税消費税総局は、MITA を監督および評価する。監督および評価の結果、MITA がさほど重大でないものの違反したことが判明した場合に、警告書を発出することができる。

³⁹通関優先パートナーに関する財務大臣規程 2015 年第 229 号の改正に関する財務大臣規程 2016 年第 211 号

監督および評価結果により、MITA が上記 a、b、d、e、f の要件を満たしていないことが判明した場合、関税消費税総局は MITA の承認を凍結することができる。MITA の待遇が無効となる要因は以下のとおり。

- a. 凍結書受領後 3 カ月以内に監督および評価結果をフォローアップしていない
- b. 関税法令における違反をしていること
- c. MITA の取消を申請していること
- d. (過去 2 年以内に行った) 3 回の監督および評価に基づく、MITA の要件を満たしていないこと
- e. 裁判所から破産宣告を受けていること

2018 年 3 月 20 日時点で、計 301 の企業が MITA の認定を受けている⁴⁰。

2. 認定事業者 (AEO)

認定事業者とは、生産者、輸出者、輸入者、通関業者、一時蔵置場事業者、保税倉庫業者、運送業者、混載業者、仲介業者、港湾管理当局、ターミナルオペレーター、集中管理オペレーター、倉庫業者、流通業者等、グローバル・サプライチェーンの様々な役割において国際的に、物流に関与している者をいう。

AEO は、関税消費税総局から認定され特別待遇を受けている事業者である⁴¹。

AEO が受ける特別待遇または便宜は以下のとおり。

- a. 諜報分析の結果、AEO が要注意者になっていない限り、税関領域における開披検査率は最大で 10% とする
- b. 通関手続の簡素化を優先的に受ける
- c. 物流の供給に障害が生じた際に特別待遇を受ける
- d. 書面での申請なしに事前通知を要請できる
- e. 企業保証を優先的に利用できる
- f. 定期的な納付ができる
- g. 荷卸しされた輸入貨物を直接、税関領域外から入ってきた運送手段で陸上運送できる (truck losing)
- h. クライアントマネージャーから特別待遇を受ける
- i. 税関の執務時間外に納付を行える
- j. 相互承認によって他国の税関当局と合意している円滑化措置を享受

AEO として承認されるためには、事業者は以下の要件を満たす必要がある。

- a. 関税法令を遵守し、優れた評判を得ていること
- b. 関税を滞納していないこと

⁴⁰出典：関税消費税総局

⁴¹ 認定事業者に関する財務大臣規程 2014 年第 227 号

- c. 通関や税務において犯則行為がないこと
- d. 追跡可能で利用し易い、かつ安全な取引データ管理システムを有していること
- e. 過去 2 年間に於ける公認会計士からの監査所見に基づく、良好な資金流動性を証明できる財務能力を有していること
- f. 税関総局との相談、調整、コミュニケーションが優れていること
- g. サプライチェーンのセキュリティや貨物のセキュリティに関連した、教育および訓練システムがあること
- h. 情報交換、情報アクセス、保秘に関するシステムがあること
- i. 安全面の監査所見に基づく貨物のセキュリティシステムがあること
- j. 安全面の監査所見に基づく優れた物流セキュリティシステムがあること
- k. 安全面の監査所見に基づく所在地のセキュリティシステムがあること
- l. 内部管理システムに基づく従業員のセキュリティシステムがあること
- m. 内部管理システムに基づく事業パートナーのセキュリティシステムがあること
- n. 安全面の監査所見に基づく危機管理および事故復旧システムがあること
- o. モニタリング、測定、分析、および向上のためのシステムがあること

関税消費税総局は AEO のモニタリングおよび評価を行う。クライアントマネージャーは、上記の AEO としての要件が十分に実施されていることを確保するためにモニタリングを行う。モニタリング結果により、要件が十分に実施されていないことが判明した場合は AEO の評価が行われる。必要であればモニタリング結果の深堀調査や現場視察を行った上で評価を行う。

評価結果により AEO に求められる要件を満たしていないことが判明した場合、クライアントマネージャーは AEO の凍結や取消しを関税消費税総局に勧告する。評価期間中は、AEO への特別待遇や便宜は引き続き有効である。

関税消費税総局長または関税消費税総局長事務代理は、最長 12 カ月間、AEO を凍結する。凍結の理由は以下のとおり。

- a. AEO が要件を満たしていないと結論づける評価結果が出たこと
- b. AEO が通関や税務において犯罪歴があることを証明する裁判所決定が出たこと
- c. AEO が以下の事項についての責務を果たさない場合
 - 1) 要件を満たす能力を維持または向上させること
 - 2) 要件を満たしているか評価するために、1 年に 1 度の定期的な内部監査を実施すること
 - 3) クライアントマネージャーに内部監査報告書を提出すること
 - 4) 要件の履行に影響を及ぼす重大な変化が起こった場合に、その報告書をクライアントマネージャーに提出すること
 - 5) 要件を満たす能力を維持または向上させるためクライアントマネージャーと密にコミュニケーションを取ること
 - 6) 取引の倫理および説明責任にかかる価値観を高め、または維持すること
 - 7) AEO の活動にかかる管理者を置くこと

- d. 輸入貨物が社会や環境の安全や健全性を危険にさらす危機を引き起こすような状況にあること

しかしながら、AEOの要件が（再び）満たされる場合、責任が履行される場合、危機状況が克服または解決される場合には、その凍結を無効とすることができる。

AEOとしての地位が無効となる事項は以下のとおり。

- a. AEO取消しの要請があること
- b. 連続6カ月間にわたり通関活動がないこと
- c. 過去5年間で3回の凍結を受けたこと
- d. 凍結期間終了後、AEOとしての要件や責任を履行していないこと
- e. AEOが通関や税務で犯則行為を行ったことを証明する裁判所決定があること
- f. AEO保持者が、裁判所より破産宣告を受けたこと

しかしながら、AEOの権利が無効とされた事業者は、無効となった日から最短で2年後にAEOの再申請を提出することができる。

2018年3月20日時点で、計75の企業がAEOに認定されている⁴²。

3. 保税地域

保税地域は、輸入貨物や、または関税領域内の他の地域からの貨物を加工または組み合わせるための保管区域で、そこでの生産品は主に輸出されており、税関総局がモニタリングしている⁴³。

保税地域事業者/管理者への特別待遇/便宜は財政的なインセンティブで、輸入税の繰延べ、物品税の免除、付加価値税または奢侈品販売税の免除がある。

保税地域とする上で十分であるとみなされる要件は以下のとおり。

- a. 幹線道路から直接アクセスでき、かつ、コンテナ車両やその他の海上コンテナ運送がアクセスできる場所に位置していること
- b. 他の建物、場所、地域から自然/人工の塀で分かれ、明らかな境界があること
- c. 原材料を加工して製品を作る産業活動を行うために使用されること

保税地域は、以下の理由がある場合、3カ月間凍結される。

⁴²出典：関税消費税総局

⁴³保税地域に関する財務大臣規程 2018 年第 131 号

- a. 与えられた免許にそぐわない以下の活動を実施していることが、十分な予備的証拠に基づき確認できる
- 1) 生産工程に使われるものと異なる原材料を搬入する
 - 2) 保税地域の許可と関係のない貨物を搬入する
 - 3) 与えられた許可に合わない物品を製造する
 - 4) 加工活動を実施していない
 - 5) 保税区域の許可で定められた特定の措置を守っていない
 - 6) 関税消費税総局職員あるいはサービスコンピューターシステムより承認を取得する前に貨物を搬入する
 - 7) 税関総局職員あるいはサービスコンピューターシステムから承認を取得する前に貨物を搬出する
 - 8) 国税総局長規程をはじめ、税に関する法令や規則に違反する
- b. 以下のように、保税地域での活動を実施する能力がない場合
- 1) 活動に関する帳簿をつけていない
 - 2) 連続6カ月間にわたって活動がない
 - 3) 期限内に債務を支払わない
 - 4) 保税地域としての義務を履行しない
 - 5) 輸入が禁止されている貨物を搬入する
 - 6) 輸出が禁止されている貨物を輸出する
 - 7) 関税領域内の他の場所へ搬出できる製品の数量を遵守しない
 - 8) 連続3回の評価期間内に、ハイリスクと評価された

凍結期間中、管理者、保税地域事業者または保税地域内事業者は、輸入税の繰延べ、輸入税の免除、物品税の免除、付加価値税あるいは奢侈品販売税の免除等の便宜を受けて保税地域に貨物を搬入することは許されない。

保税区域の許可を無効にする権限は、財務大臣の代理として通関便宜供与局長に委任されている。運営者、保税地域事業者または保税地域内事業者の許可が無効となる要件は以下のとおり。

- a. 連続12カ月間にわたって活動がない
- b. 無効な事業許可を使用する
- c. 破産を宣告される
- d. 保税地域の悪用、また、通関における犯則行為等、事業において不誠実
- e. 決められた期間内に要件を果たさない
- f. 取消しの申請を行う

2017年第4四半期時点で、計1,102の企業が保税地域に入居している⁴⁴。

⁴⁴出典：関税消費税総局

4. 保税倉庫^{45,46}

保税倉庫は、通関前に、再輸出、保税地域内での保管、自社使用のための輸入の目的で、輸入税繰延べや免除の便宜を受け、輸入貨物を保管する倉庫である。保税倉庫内で輸入貨物を保管する場合、包装、選別、梱包、セッティング、カッティング等の活動も行える。輸入貨物は、輸入申告日から最大 1 年間、保税倉庫で保管できる。

保税倉庫は、以下の形式となる。

- a. 国内産業や保税地域に流通する輸入貨物を保管・提供する機能をもつ保税倉庫等、産業活動をサポートする保税倉庫
- b. 免税店への輸入貨物を保管・流通する機能をもつ保税倉庫等、免税店向けの流通センターとしての保税倉庫
- c. 輸出貨物を保管・流通する機能をもつ保税倉庫等、トランジット用の保税倉庫

保税倉庫の便宜を利用するために、輸入者が満たす必要のある要件は以下のとおり。

- a. 幹線道路からのアクセスが可能で、かつコンテナ車両が通行できる場所に位置していること
- b. 塀等で、その他の場所や建物から分離する明らかな境界があること
- c. 他の建物と直接的に関係がないこと
- d. 運送時に通過できる貨物の出入用のメインゲートが一箇所あること
- e. 以下の目的によってのみ、貨物の保管に使用すること
 - 1) 税関領域および保税地域内のその他の場所での産業活動をサポート
 - 2) 免税店への流通
 - 3) 輸出

保税倉庫では以下のことが禁止されている。

- a. 保税倉庫の許可に合わない輸入貨物を搬入すること
- b. 輸入が禁止されている貨物を搬入すること
- c. 税関領域の他の場所からの貨物を保管すること
- d. 保税倉庫の許可に定められていることと異なる目的で貨物を搬出すること

保税倉庫の許可が無効となる要件は以下のとおり。

- a. 連続 12 カ月間にわたって活動がない
- b. 無効な事業許可を使用する
- c. 保税地域の悪用、また、通関における犯則行為等、事業において不正をする
- d. 破産を宣告される

⁴⁵保税倉庫に関する財務大臣規程 2011 年第 143 号

⁴⁶保税蔵置場に関する政令 2009 年第 32 号

- e. 取消しの申請をする

5. 輸出目的における輸入便宜（KITE）^{47,48}

輸出目的における輸入便宜とは、再輸出する目的で、他の貨物に加工される、組込まれる、または取付けられる原材料の輸入における、輸入税の免除または還付のことである。企業は、輸入申告日から 12 カ月以内に製品を再輸出する義務を負う、ただし、12 カ月以上かけて生産を行う場合は、再輸出の期限がそれ以上になる場合もある。

輸入税の還付の形での KITE では、輸入申告時に輸入税の納付を義務付けている。輸入貨物が加工され、輸出された後に、還付を要請することができる。

輸入税の免除の形での KITE では、原材料輸入時に税関総局に担保を納めることで、輸入税、付加価値税、奢侈品販売税が免除される。輸入貨物が加工され輸出された際に、税関総局より担保が返還される。

KITE における輸入税の還付や免除は、輸入税免除会社基本番号（NIPER）を保有する製造者にのみ供される。NIPER を取得する要件は以下のとおり。

表 5 NIPER の要件

番号	要件	還付対象	免税対象
1.	良好な内部管理システムを有していること	✓	✓
2.	コンピューターシステムで在庫管理を行っていること	✓	✓
3.	業種が製造業であること	✓	✓
4.	生産活動、原材料保管および製品保管のための場所を保有、管理していること	✓	✓
5.	通関基本番号（NIK）を保有していること	✓	✓
6.	生産工程を下請けに出している場合、製品や原材料計画および下請け業者一覧表を有していること	✓	-
7.	生産工程を下請けに出している場合、輸入計画、輸出計画、原材料一覧表、製品一覧表、下請け業者一覧表等の生産体系によって明確な生産計画を有していること	-	✓

⁴⁷ 輸出を目的とした加工、組立て、または他の製品への取付けを目的とする原材料の輸入にかかる支払済輸入税の還付に関する財務大臣規程 2011 年第 253 号の改正に関する財務大臣規程 2013 年第 177 号

⁴⁸ 輸出を目的とした加工、組立て、または他の製品への取付けを目的とする原材料の輸入にかかる輸入税の免除に関する財務大臣規定第 254/PMK.04/2011 号の改正に関する財務大臣規程第 2013 年第 176 号

企業は、生産能力が限られているため加工が追い付かない場合は、原材料の加工、組立て、取付けの作業を、NIPER に登録されている企業に部分的に下請けに出すことができる。ただし、以下の条件がある。

- a. 株式の一部または全部に譲渡制限がなく、公開企業としての地位をもつ企業
- b. 認定事業者（AEO）である企業
- c. 通関優先パートナー（MITA）としての地位をもつ企業

NIPER に登録していない企業が下請けを行う場合は、まず地方事務所長またはメインサービス事務所に許可申請を行う必要がある。

なお、NIPER が凍結される可能性のある事項は以下のとおり。

表6 NIPER 凍結の基準

番号	条件	還付対象	免税対象
1.	NIPER のデータ変更申請を提出していないこと	✓	✓
2.	輸入税や制裁金を支払期日までに納付していないこと	✓	✓
3.	説明責任にかかる報告をしていないこと	-	✓
4.	支払期日までに還付の過払分を返納していないこと	✓	-
5.	モニタリングおよび評価にあたり必要な書類を提出していないこと	✓	✓
6.	通関における犯則行為を申立てられていること	✓	✓
7.	保管場所または工場に看板を設置していないこと	✓	✓
8.	下請けの条件を満たしていないこと	✓	✓
9.	連続して 12 カ月間、免税の便宜を利用して輸入または輸出を行っていないこと	-	✓

還付対象の NIPER が凍結されると、その凍結期間中は輸入申告で還付の便宜を受けることはできない。他方、免税対象の NIPER が凍結されると、企業は輸入税の免除の便宜を受けることはできないが、一般的な輸出・輸入活動は行うことができる（一定のコストがかかる）。凍結した還付対象の NIPER および免税対象の NIPER は、当該凍結の原因が解決した際には再度有効化することができる。

還付対象の NIPER および免税対象の NIPER が無効となる可能性がある事項は以下のとおり。

- a. 凍結後 30 日以内に、NIPER のデータ変更申請を提出していないこと
- b. 差押え令状の発行までに輸入税、付加価値税、所得税、奢侈品販売税、または制裁金を納付していないこと
- c. 裁判所の判断に基づき、通関における犯則行為を行った旨が証明されていること
- d. 地方事務所長またはメインサービス事務所からの許可なく、NIPER に記載される場所以外またはその他の場所で、原材料の荷卸しや保管を行うこと
- e. 保税地域内へ場所を変更すること
- f. 裁判所の判断に基づき、破産申告がなされること
- g. 帳簿書類および通関関連の書簡または電子データを 10 年間保管および維持していないこと
- h. 通関事後調査所見報告に基づき、帳簿書類および通関関連の書簡または電子データを提出していないこと
- i. NIPER を取得する要件を満たしていないこと
- j. NIPER 取消しの申請を提出していないこと
- k. 還付対象の NIPER の場合、差押え令状の発行までに還付の過払分を返納していないこと

6. 保税物流センター

保税物流センター（PLB）は、税関領域外または暫定税関領域内のその他の場所からの貨物を保管する機能をもつ区域である。PLB はまた、関税消費税総局の監視の下、石油やコモディティー品等、国の戦略的な商品の保管倉庫としても利用できる⁴⁹。

PLB の利用が始まるまでは、政府は 6 つの保税地域を制度化しており⁵⁰、それらは、保税倉庫、保税地域、保税展示場、免税店、保税オークションセンターおよび保税リサイクル場であった。

PLB は、その 6 つの保税地域の中で、保税倉庫と最も類似した特徴を持っている。しかしながら、いくつか異なる点がある。

表 7 PLB と保税倉庫の違い

区分	PLB	保税倉庫
目的	外国貨物および内国貨物の蔵置	外国貨物の蔵置
貨物の所有権	PLB 管理者および売買当事者	保税倉庫管理者

⁴⁹保税物流センターに関する財務大臣規程 2015 年第 272 号の改正に関する財務大臣規程 2018 年第 28 号

⁵⁰保税蔵置場に関する政令 2009 年第 32 号の改正に関する政令 2015 年第 85 号

蔵置期間	3年間	1年間
関税評価	PLBからの搬出時	当初の蔵置時
取引の当事者	状況に応じて（多数対多数、1対多数、多数対1）	1対1
免許期間	取得後は無期限	3～5年または契約満了まで
1免許での設置数	複数の箇所を設置可能	1箇所のみ設置可能
施設内での活動	様々な活動が可能	選定された活動に限定
FTA/EPAにおける原産地証明書の扱い	分割使用が可能	1回のみ使用が可能

EPA : 経済連携協定

FTA : 自由貿易協定

PLB で得られる特別待遇または便宜は以下のとおり。

- a. 輸入税の繰延べ、付加価値税や奢侈品販売税の免除等の財政的な便宜
- b. 自己所有の PLB、海外サプライヤーが所有する PLB（委託貨物）、国内所有者の PLB（管理貨物）等における貨物の所有権
- c. PLB に貨物が搬入された日から最長 3 年間の蔵置期間
- d. 海外または国内からの輸入または輸出貨物の蔵置および制限貨物の据置き
- e. PLB からの貨物の一部搬出
- f. 特定の種類の PLB における自己監視

PLB 事業には、以下の種類がある。

- a. 大規模な産業活動のための PLB（大規模産業 PLB）：製造業への流通を主たる目的として貨物を蔵置するもの
- b. 中小規模な産業活動のための PLB（中小規模産業 PLB）：中小規模の製造業への流通を主たる目的として貨物を蔵置するもの
- c. 航空貨物のハブ活動のための PLB（航空貨物ハブ PLB）：輸出や積替えを主たる目的として貨物を蔵置するもの
- d. E コマース活動のための PLB（E コマース PLB）：E コマース・プラットフォームを介して販売される貨物を蔵置するもの
- e. 完成品のための PLB：製造業以外の企業への流通を目的として完成品を蔵置するもの
- f. 必需品のための PLB：製造業以外の企業への流通を目的として必需品を蔵置するもの
- g. フローティングストレージのための PLB：水域に位置する貨物を蔵置するもの
- h. コモディディー品取引のための PLB：コモディディー品の取引所や競売市場で取引することを主たる目的として貨物を蔵置するもの

政府は、1 区域に 1 種類となるよう PLB の数を制限している。しかしながら、1 つ以上の PLB 事業者が存在する場合がある。

PLB 運営者、PLB 事業者、PLB における事業者として、PLB の便宜を取得する上での要件を下表に示す。

表 8 PLB の要件

要件	PLB 管理者	PLB 事業者	PLB 内事業者
良好な内部管理システム	要	要	要
在庫品・貨物の IT 追跡システム	-	要	要
1 区域に最低 1 万 m ² の土地／建物	要	要	-
場所／建物／区域の所有権の証明	所有権の証明	所有権の証明	契約の証明
事業場所の許可およびその他の免許	要	要	要
課税業者として登録されている者で、かつ年次の納税申告および定期的な付加価値税還付の証明を受けている	要	要	要
税金、輸入税、輸出税および物品税を滞納していない	要	要	要
企業プロフィール	要	要	要
投資予測	要	要	要
従業員数	要	要	要
貨物の種類一覧	-	要	要
蔵置量の予測	-	要	要
サプライヤー一覧	-	要	要
買主一覧表	-	要	要
AEO 証明書	要	要	-
物流管理	要	要	要
PLB の種類一覧表	-	要	要
推薦状	-	-	要 PLB 運営者からのもの

申請書は、コンピューターサービスシステムを通じて、または www.insw.go.id のウェブサイトからオンラインで提出できる。2018 年第 2 四半期時点で、PLB 管理者として認可されている企業は、計 57 社⁵¹。

7. マスターリスト⁵²

投資を呼び込むため、インドネシア政府は、投資調整庁（BKPM）を通じて、通関や税務の便宜として国内と海外の両方の投資家にインセンティブを提供している。

投資家が利用できる通関便宜としては、機械の輸入（スペア部品を除く）および生産向けの材料輸入にかかる輸入税の免除という財政的な便宜である。その便宜を受ける機械や生産向け材料は、マスターリストという一覧表に記載されている。

上記の便宜を受けるための要件は以下のとおり。

- a. 事業基本番号（NIB）を保有し、NIB の発行から 3 年以内に申請を行う。
- b. 生産設備を設置する、または生産能力を 30% 以上増強／拡大する企業は、機械および生産のための材料にかかる輸入税の免除を受けることができる。
- c. 生産能力の増強が 30% 未満の場合、機械の輸入にのみ、輸入税の免除を受けることができる。
- d. 機械の輸入にかかる輸入税免除の便宜は、新品の場合に適用される。中古品の場合は、以下の条件を満たす場合に適用される。
 - 1) その機械が国内で生産されていないこと
 - 2) その機械は国内で生産されているが、求められる仕様を満たしていないこと
 - 3) その機械は国内で生産されているが、産業ニーズをサポートするには数量が不足していること
- e. 中古の機械の輸入は、工業省によって規制されている。

8. ATA カルネ

カルネは、一時的な輸入または輸出を行う上で利用する、国際的な通関用書類である。インドネシアはこのしくみに参加したばかりであり、2015 年 5 月 15 日に 84 番目のカルネ採用国となった。

⁵¹出典：関税消費税総局

⁵² 投資のガイドラインおよびその認可方法と便宜に関する投資調整庁長官規程 2018 年第 6 号

インドネシアで採用されているカルネには 2 種類ある。1 つ目は、物品の一時輸入のための通関手帳（ATA カルネ）で、2 つ目は自動車カルネ（CPD）である。CPD は、路上で使用される自動車の一時的な輸出または輸入に使用されるのみ、ここでは ATA カルネの規定を説明する。

一時的な輸入貨物は、税関領域に入ってから 3 年以内に再輸出される。一時的な輸入貨物は、輸入税の免除の対象となる⁵³。

ATA カルネを利用する輸入貨物は、一定期間内は消費されないこと、容易に特定できること、通常の減価償却を除き、一定期間内は本質的に形状が変化しないこと等、いくつかの基準を満たす必要がある。

ATA カルネの便宜を利用する輸入荷物は、以下のために利用されるという要件を満たす必要がある。

- a. パフォーマンス、展示会、博覧会、会議またはそれらに類似する活動
- b. 職業上の専門用具
- c. 教育、科学または文化的な目的
- d. 旅行者の個人的な必需品または運動具
- e. 人道上の目的
- f. 運送手段

ATA カルネを利用して便宜を受けると、それは一時的な輸入または輸出貨物の輸入税、関税および輸入諸税の担保になる。加えて、行政処分たる制裁金や延滞金もまた、国のカルネ発行機関兼保証機関によって保証される。

国のカルネ発行機関兼保証機関は、国際カルネ保証ネットワークに関わる機関である。現在、ATA カルネ発行機関兼保証機関として任命されている機関は、インドネシア商工会議所（KADIN）である⁵⁴。KADIN はカルネを利用した一時的な輸入が完了するよう、保証とサポートを行っている。

すべての ATA カルネは最長 12 カ月の有効期間がある。必要な場合、当該有効期間は最大 12 カ月延長することができる。ATA カルネが破損した場合、カルネの所有者は交換を要求することができる。

税関職員は、再輸出される貨物の期限を決定する。加えて、当該貨物が再輸出される時に再度検査が行われる。当該貨物が期間内に再輸出されない場合は、税関事務所長や税関職員は、カルネの所有者や発行者または保証者に対し制裁金の行政処分を科す。

⁵³カルネを使用した一時輸入またはカルネを使用した特定期間での再輸出を目的とした輸出に関する財務大臣規程 2014 年第 228 号

⁵⁴ATA カルネを発行する国家機関兼保証機関であるインドネシア商工会議所の任務に関する財務大臣決定 2015 年第 386 号

表9 ATAカルネの輸入期間

ATAカルネの一時的輸入期間	
(輸入実現後) 6カ月	パフォーマンス、展示会、博覧会、会議またはそれらに類似する活動で使用される輸入貨物
(輸入実現後) 12カ月	一時的に輸入される職業用具、教育、科学または文化的な目的で使う貨物、旅行者個人の必需品または運動具、人道上の目的で使う貨物

第 5 章 自由貿易協定

自由貿易協定

自由貿易協定（FTA）は、自由貿易に関する二国間あるいは多国間の国際的な連携協定である。FTA の主な目的は、輸入税の削減または撤廃によって、貿易上の障壁を取り除くことである。

インドネシア政府は、ASEAN 諸国、日本、中国、韓国、インド、豪州、NZ、およびパキスタンとの二国間または多国間の自由貿易協定を批准している。

下の表は、現在発効している自由貿易協定である。

表 10 インドネシアの FTA 一覧表

番号	自由貿易協定の種類	規則	発効日	特惠関税譲許コード
1.	ASEAN 自由貿易地域／ASEAN 物品貿易協定 (AFTA/ATIGA)	大統領令 1995 年第 85 号 大統領令 2010 年第 2 号	1993 年 1 月 1 日	06
2.	ASEAN-中国自由貿易協定 (AC-FTA)	大統領令 2004 年第 48 号 大統領令 2011 年第 37 号	2004 年 7 月 21 日	54
3.	ASEAN-韓国自由貿易協定 (AK-FTA)	大統領令 2007 年第 12 号	2007 年 1 月 1 日	55
4.	日インドネシア経済連携協定 (IJEPA)	大統領令 2008 年第 36 号	2008 年 7 月 1 日	56
5.	ASEAN-インド自由貿易地域 (AI-FTA)	大統領令 2010 年第 40 号	2012 年 9 月 8 日	57
6.	ASEAN-豪州-NZ 自由貿易地域(AANZ-FTA)	大統領令 2011 年第 26 号	2012 年 1 月 10 日	58
7.	インドネシア-パキスタン特惠貿易協定 (IPPTA)	大統領令 2012 年第 98 号	2013 年 1 月 18 日	59
8.	日-ASEAN 包括的経済連携協定 (AJCEP)	大統領令 2009 年第 50 号	2018 年 3 月 1 日	61

1. 原産地証明書

自由貿易協定（FTA）の施行において、以下の場合に特惠関税が適用される⁵⁵。

- a. 輸入申告書を利用して、国内使用のための貨物を輸入
- b. 輸入申告書を利用して、保税地域から国内使用のための貨物を輸入
- c. 輸入申告書を利用して、保税物流センター（PLB）から国内使用のための貨物を輸入

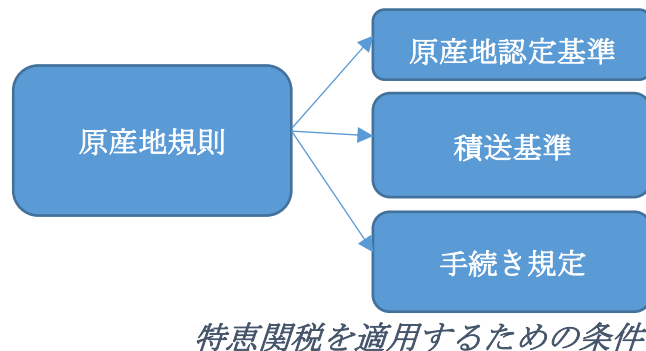
⁵⁵国際協定または規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 2017 年第 229 号

- d. バタム島などの自由貿易地域にある事業主が、税関領域から持ち出した資材または副資材を使ってできた製品を、自由貿易地域から関税領域内のその他の区域へ持ち込む

日インドネシア経済連携協定における原産地証明書

日インドネシア経済連携協定（IJEPA）において輸入貨物に対する特惠関税の便宜を

得るためには、輸入者は以下の3つの要件を考慮する必要がある。

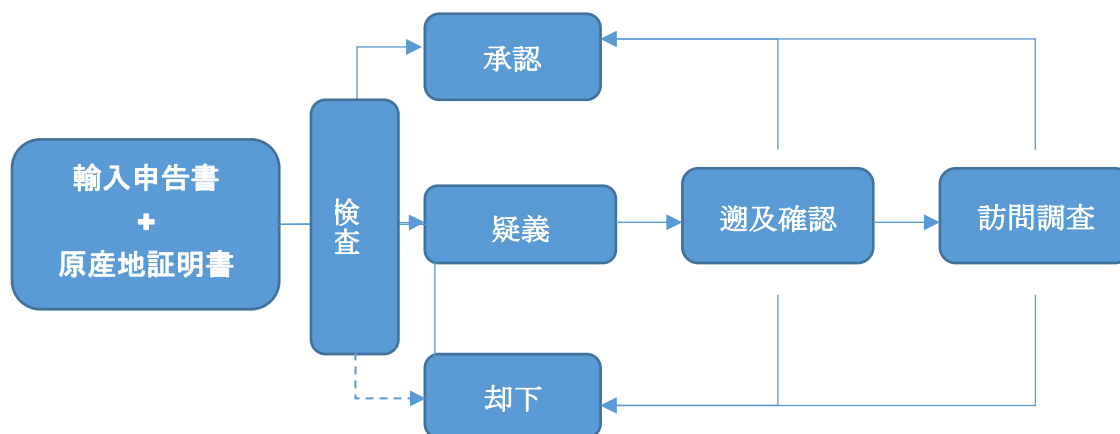


- a. 原産地認定基準は、以下の通り2つに分類される。
 - 1) 1 締約国ですべて（100%）取得または生産された物品
 - 2) 1 締約国ですべて（100%）取得または生産していない物品：以下のように分類
 - a) 原産品：締約国で生産される物品で、1 締約国以上の原産材料を使用しているもの
 - b) 付加価値基準：特定の数量以下（IJEPA の場合は 60% 以下）の非原産材料を含む物品
 - c) 関税分類変更基準：非原産材料であるが（実質的変更により）上 2 桁から 6 桁までの HS 番号を変更するもの
- b. 積送基準・直送条件は、以下のとおり。
 - 1) 原産地証明書の発給国から税関領域まで直送される輸入貨物
 - 2) 他の締約国を経由して運送される輸入貨物
 - 3) 締約国以外の領域を経由して運送される輸入貨物で、以下の条件を満たしているもの
 - a) 地理的な理由によること
 - b) 貨物が経由国で取引または消費されないこと
 - c) 荷揚げおよび荷卸し以外に、貨物が生産工程に入らないこと

上記の条件を証明するため、IJEPA の場合は、船荷証券 (B/L) または輸入貨物が上記の条件を満たしていることを記載した、税関またはその他の関連機関からの証明書その他の補完書類を、輸入者が提供しなければならない。

c. 手続き規定では、以下の事項を規定している。

- 1) 原産地証明書の発給に関する規定
- 2) 原産地証明書は、船積前か船積時に、船積日を過ぎた後は直ちに発給されなければならない。船積日から 3 日後に原産地証明書が発給される場合は、「Issued Retroactively」または「Issued Retrospectively」（遡及発給）欄にチェックマークを入れるか、またはそれを明記したスタンプが押印されていなければならない。原産地証明書は、発給から 1 年間有効である。
- 3) 連続する原産地証明書の発給に関する規定
- 4) 第三者／第三国で発給されたインボイスに関する規定
- 5) 輸入申告書の記入、および輸入プロセス中の原産地証明書提出のための手続



自由貿易協定の検証

輸入貨物が税関領域に入ってきた際、税関職員は輸入申告書および原産地証明書、その他の補完書類の確認を行う。税関職員からの確認の結果は、承認、疑義、却下の3つの中から1つ示される。

原産地証明書に疑義が示される事例には、税関職員の署名が通常のものとは一致しないこと、原産地認定基準が疑わしいこと、および原産地証明書と通関補完書類の間で情報が一致しないこと、がある。疑義の場合は、税関総局は原産地証明書の写し／スキャンデータと疑義の理由をもって原産地証明書の発給機関に対して遡及確認を行う。

原産地証明書が原産地規則に従っていない場合は、IJEPA の特惠関税便宜は却下される。その場合、輸入者は MFN 税率で輸入税を納付しなければならない。

2. 特定用途免税制度 - IJEPA

特定用途免税制度 (USDFS) は、IJEPA の枠組みにおいてとりわけ「利用者」に供与される輸入税免除の便宜 (0%) である。利用者は、工業大臣が指定するサーベイヤーが発給する工業検査証明書に基づく、インドネシアの法人である。USDFS を利用することができる産業は以下のとおり。

- a. 自動車、電気機器および電子機器、重機および建機、エネルギー機器の製造業
- b. 切断、表面平滑、金属・鉄鋼成形、完成加工を行うサービス業
- c. 製造業をサポートする鋼鉄圧延産業

利用者として登録するためには、輸入者は工業省が指定する検証実施機関に、工業検査証明申請書を提出しなければならない。その際、主に以下の書類を添付の上、提出する。

- a. 会社設立証書および最新の変更証書
- b. 工業事業許可書および拡張許可書
- c. 納税者番号
- d. 課税業者番号確認書
- e. 年間納税証
- f. 製造輸入業者認定番号 (API-P)
- g. 貨物の輸入計画一覧表 (原材料の必要量および生産計画)
- h. 生産設備能力に関するデータ
- i. 会社プロフィール
- j. 生産計画および原材料の利用変換推計
- k. 生産工程フロー図、生産機器一覧表ならびにレイアウト
- l. 検証を受ける用意がある旨の表明書

要件をすべて満たす場合、検証実施機関は USDFS の工業検査証明書、および検証結果報告書を工業省長官に送付し、決定を受ける。

貨物の輸入前に利用者は、納税者番号、通関識別番号 (NIK)、工業省が承認した USDFS の工業検査証明書を添付の上、関税消費税総局に申請書を提出する。申請書が受理されてから 5 営業日以内に決定がなされる。

貨物が輸入されるときまでに、輸入者は以下のデータを入力して輸入申告書を完成しなければならない。

- a. コード番号 60
- b. 承認された USDFS の工業検査証明書の番号および日付
- c. IJEPA フォーム（添付）の参照番号および日付

USDFS の工業検査証明書の写しおよび IJEPA フォームを添付する。

USDFS の便宜を使用して輸入した貨物は、すべて生産活動に利用しなければならない。輸入した貨物が生産活動に利用されない場合または関税法令に違反している場合、関係する利用者は、MFN 税率で輸入税を支払わなければならない。

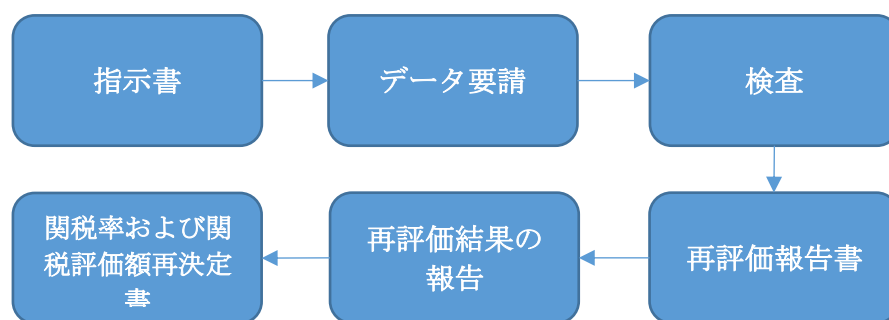
第 6 章 再評価および通関事後調査

再評価および通関事後調査

輸入者が輸入における通関上の義務を履行した後、税関総局は再評価または通関事後調査という形で通関後の検査を行うことができる。

1. 再評価⁵⁶

再評価は、税関本関、地方事務所または主要なサービス事務所で行われる、輸入申告書に記載される関税率および関税評価額の評価のことをいう。輸入申告の登録日から 30 日以上経過した輸入申告書の書類について再評価が実施される。輸入申告の再評価の結果は、関税消費税総局が輸入申告書に記載の関税率および関税評価額の再決定をする上での基礎として用いられる。一般に、再評価は以下の方法で実施される。



再評価の方法／手順

再評価の手順:

- a. 再評価は、関税消費税総局が発行する指示書に基づき実施される。
- b. 再評価を実施する上で、検査職員は以下を実施する権限がある。
 - 1) データおよび書類の要求
 - 2) 貨物のサンプルの要求
 - 3) 検査を受ける企業または企業の代表者に関する口頭または書面での情報要求
 - 4) サンプルテストの実施
- c. 再評価において実施される検査には、以下が求められる。
 - 1) 輸入貨物の分類および課税の適正性に関する検査
 - 2) 輸入貨物の関税評価額の適正性に関する評価
 - 3) 必要に応じ、分析所での試験実施要請書の提出
- d. 再評価の結果は、再評価報告書に記載される。
- e. 検査職員は、再評価報告書に基づき再評価通知書を作成する。
- f. 輸入申告書に関する再評価によって、輸入税の過少納付または過払いが判明した場合、関税消費税総局は関税率および関税評価額の再決定書（SPKTNP）を発行

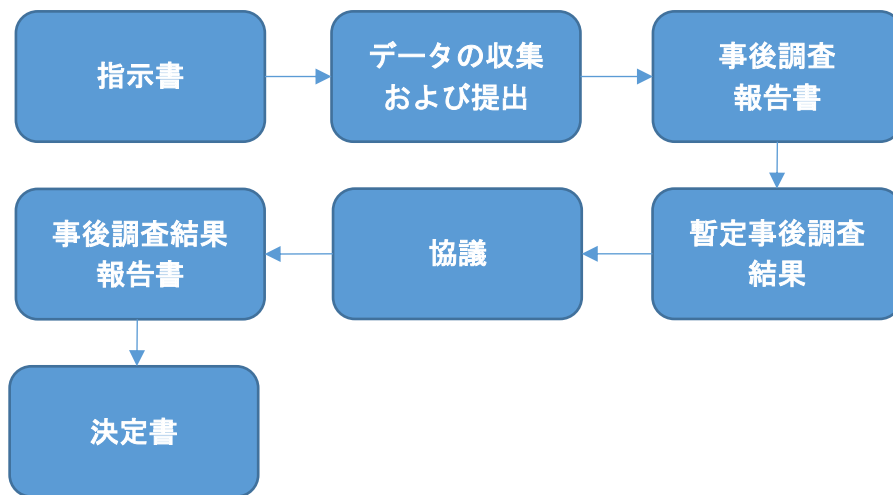
⁵⁶再評価の実施に関する関税消費税総局規程 2017 年第 8 号

する。申告した関税評価額が不正確で、結果として輸入税の納付不足が生じた場合、輸入者は不足額の 100% から 1,000% の制裁金の行政処分を受ける。

再評価を受けた者は、関税消費税総局が発行する関税率および関税評価額の再決定書に納得がいけない場合は税務裁判所に不服申立てを行うことができる。

2. 通関事後調査^{57,58}

通関事後調査は、簿記の基本的証拠となる帳簿、記録並びに書類、電子データを含む事業活動に関連する書簡、通関事務並びに貨物在庫品に関連する書簡等の財務諸表の検査のことをいう。事後調査は、関税関係法令の遵守の度合いを検査するものである。通関事後調査は、輸入者、輸出者、一時蔵置業者、保税地域事業者、通関業者、および運送業者に対して実施することができる。一般に、通関事後調査は以下の方法に基づき実施される。



事後調査の方法/手順

事後調査の手順：

- a. 通関事後調査は、関税消費税総局が発行する指示書に基づき実施される。
- b. データの収集および検証において、事後調査実施者には以下の権限がある。
 - 1) 事後調査先からデータの要求
 - 2) 口頭または書面での情報の要求
 - 3) 立入り
 - a) 事業所
 - b) 電子的な保管設備・端末を含む、事後調査データの保管部屋
 - c) 在庫品の倉庫
 - d) 事業の状況を知る手がかりとなりうる貨物の置場

⁵⁷通関事後調査に関する財務大臣規程 2011 年第 200 号の改正に関する財務大臣規程 2016 年第 258 号

⁵⁸通関事後調査の手続に関する関税消費税総局長規程 2017 年第 35 号

- e) 重要とみられる、かつ検査を行うための、その他の場所
- 4) 通関事務の関連書類の保管場所または部屋において必要とみられる安全管理措置の実施
通関事後調査のため、事後調査先は以下の義務を負う。
- a) すべての事後調査データの提出、および事後調査のための在庫の提示
 - b) 口頭または書面での説明
 - c) 必要に応じ、電子データの利用にかかる補助および手段の提供
 - d) 事後調査の手順をサポートするための在庫品サンプルの提供、また、事後調査先の代表者がいない場合の代理者の指名
- c. 収集したデータをもとに、事後調査実施者は事後調査報告書を作成する。
- d. 事後調査報告書をもとに、事後調査実施者は暫定事後調査結果を作成し、事後調査先に送付する。事後調査先は、暫定事後調査結果の受領から 7 営業日以内に同結果に対して書面で返答を行わなければならない。返答期間は 7 営業日まで延長が可能である。事後調査先は、上記期限内に返答を行わなければ、すべての暫定事後調査結果について同意・承認したとみなされる。
- e. 事後調査先が暫定事後調査結果の一部または全部を拒絶する場合は、事後調査先の返答を受領してから 7 営業日以内に、事後調査実施者と事後調査先の間で協議が行われる。事後調査先は、以下の場合には暫定事後調査結果をすべて承認したとみなされるので、留意ありたい。
- 1) 協議に出席しない
 - 2) 協議に出席するが、進めない
 - 3) 協議を進めるが、協議結果に署名をしない
- f. 協議結果に基づき、事後調査実施者は事後調査結果報告書（LHA）を作成する。
- g. 以下の通関事後調査結果は、LHA に明記される。
- 1) 申告された関税率および関税評価額が不正確
 - 2) 申告された貨物の金額および種類が不正確
 - 3) 通関便宜を受けるための要件が満たされていない

関税消費税総局は、事後調査先に輸入税の納付不足分、および行政処分としての制裁金を支払うよう義務付ける決定書を発行する。当該決定書は、税関決定書（SPP）、行政処分決定書（SPSA）および関税率および関税評価額の再決定書（SPKTNP）という形で発行される。

事後調査先は、関税消費税総局が発行する決定書に納得がいけない場合は以下の対応をとることができる。

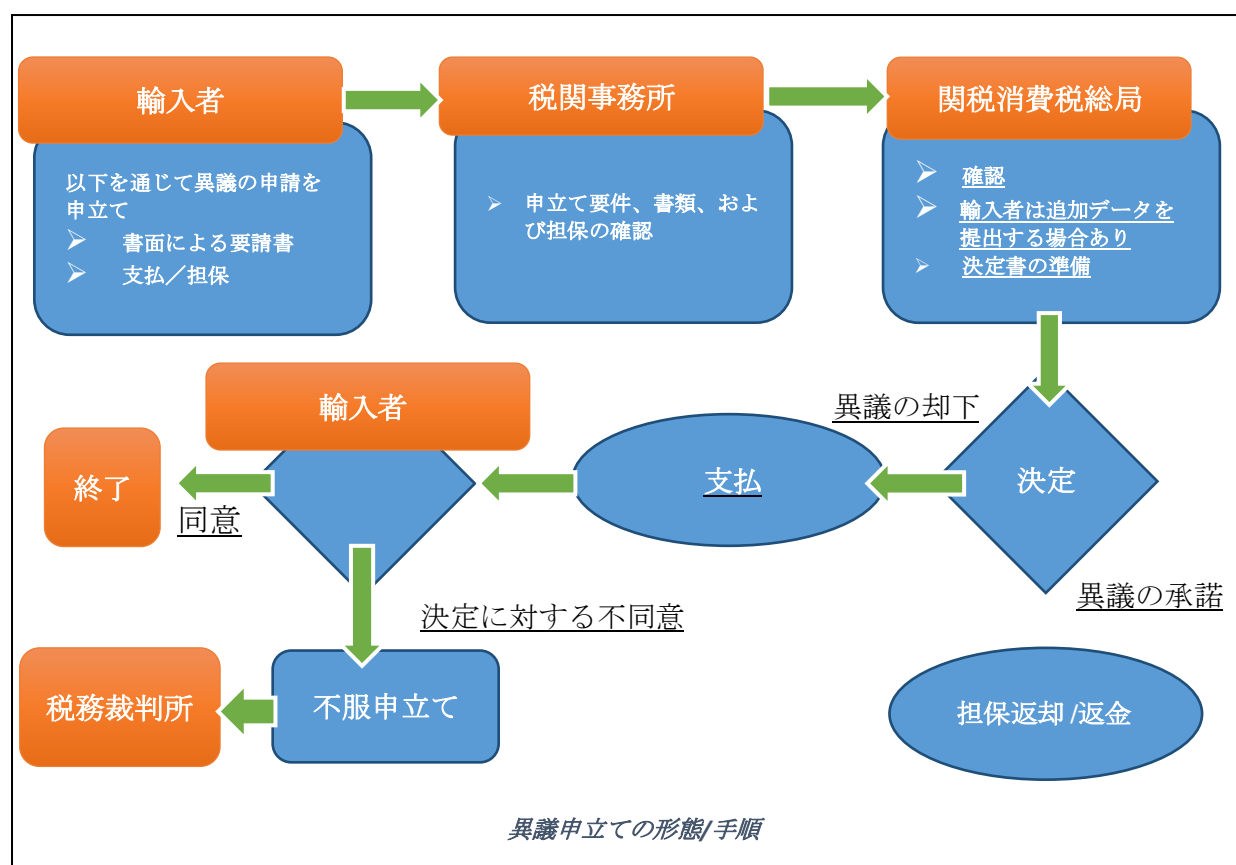
- a. 税関決定書や行政処分決定書に対しては、関税消費税総局に異議申立て
- b. 関税率および関税評価額の再決定書に対しては、税務裁判所に不服申立て

第7章 異議および不服申立て

異議および不服申立て

1. 異議^{59,60}

輸入者は、輸入通関または通関事後調査の手続において税関職員が行う決定に納得がいけない場合、異議申立てを行うことができる。異議は、税関の決定から60日以内に関税消費税総局に申立てることができる。輸入者は、異議書の提出までに、求められる金額の担保を提出するか、またはその金額を支払わなければならない。税関の決定書1枚につき異議申立書1枚を用いる。一般に異議申立ての手順は以下のとおり。



出典：各種資料より作成

⁵⁹税関における異議申立てに関する財務大臣規程 2017 年第 51 号

⁶⁰税関における異議申立ておよび解決手続に関する関税消費税総局長規程 2017 年第 15 号

以下は、関税率および関税評価額の決定に関する異議申立ての流れ／手順である。

a. 税関職員より決定書（訂正通知）を受領した輸入者は、以下の要件に基づき関税消費税総局に異議を申立てることができる。

- 1) 異議は、決定日（訂正通知）から遅くとも 60 日以内に申立てる。
- 2) 輸入者は、決定書（訂正通知）の請求金額に相当する担保または支払伝票を提出する。
- 3) 異議申立書はインドネシア語で作成し、その根拠を記載し、署名権限を有する者（会社の登記事項に記載される取締役会の役員）が署名する。
- 4) 異議申立書には以下を添付する。
 - a) 決定書（訂正通知）の請求金額での担保受領証または支払伝票
 - b) 決定書（訂正通知）の写し
- 5) 異議申立書および添付書類は、決定書を発行する税関事務所を通じて提出する。

b. 輸入者から異議申立書を受領後、税関事務所は以下を実施する。

- 1) 異議申立書の受領証の発行
- 2) 異議申立書が行政上の必要要件を満たしていることを確認の上、関税消費税総局へ送付

c. 異議申立書を受領した後、関税消費税総局は以下を実施する。

- 1) 申請書の確認または検査
- 2) 必要な場合に以下を実施
 - a) 帳簿、記録、データおよび情報を借用するための借用要請書の発行
 - b) 紛争事項に関連する証拠および情報の提供要請書の発行
 - c) 異議を申立てる当事者と法的関係を有する第三者へのデータおよび情報の提供要請書の発行

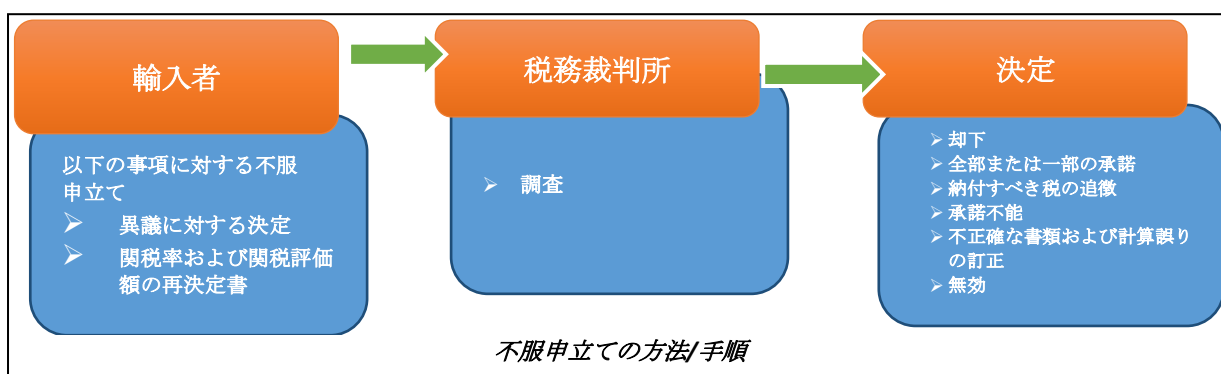
- d) 異議を申立てた当事者の召喚状の発行
- 3) 60 日以内に異議申立書に対する決定を出す
- a) 関税消費税総局は、異議を承諾し、輸入者は提出済の担保または支払の返還を受ける。
 - b) 関税消費税総局は、異議の全部または一部を却下し、輸入者が提出した担保は、異議申立てへの決定にしたがって回収される。
 - c) 過払いがあった場合は、関税消費税総局は異なる決定を出し、輸入者は過払い金額分の担保の返還を受ける。

輸入者は、関税消費税総局の決定に納得がいかない場合は、決定日から 60 日以内に税務裁判所に不服申立てを行うことができる。

2. 不服申立て^{61,62}

不服申立ては、輸入者が以下の事項に同意しない場合に輸入者（上诉人）が実施できる行為である。

- a. 関税率および関税評価額の再決定書（SPKTNP）に記載される、関税率および関税評価額に関する関税消費税総局の決定
- b. 輸入者が申立てた異議に対する関税消費税総局の決定



出典：各種資料より作成

⁶¹行政不服審査または請求に関する回書（2017 年第 8 号）

⁶² 税務裁判所に関する大統領令（2002 年インドネシア共和国法令第 14 号）

以下は、税務裁判所に対する不服申立ての流れ／手順である。

- a. 輸入者は、関税率および関税評価額の再決定書または決定日から 60 日以内に不服申立てを行うことができる。
- b. 不服申立書を税務裁判所に提出する前に、輸入者は支払うべき徴税・請求額を支払う。
- c. 輸入者は、インドネシア語で申立書を作成し、申立てを行う根拠を記載し、会社の登記事項または委任状に記載される取締役会の役員が署名を行う。
- d. 申立書には、以下の書類を添付する。
 - 1) 不服申立てがなされた関税率および関税評価額の再決定書または異議に対する決定書の写し
 - 2) オンライン請求書および納付書等の支払伝票の写し
 - 3) 申立書の根拠を裏付ける会社の法的書類およびその他の証拠書類
- e. 申立書は税務裁判所の申請書受理カウンターへ直接提出する、または登録配送業者あるいは郵送サービスを利用して提出することができる。
- f. 申立書の受領後 14 日以内に、税務裁判所は関税消費税総局（被上訴人）に対し、答弁書を要求する。
- g. 被上訴人は 90 日以内に、輸入者が提出した申立書に対する被上訴人の答弁書を作成する。
- h. 被上訴人の陳述書の受領後 14 日以内に、税務裁判所は、上訴人である輸入者に対し、当被上訴人の答弁書に対する反論書を要求する。
- i. 輸入者は、要求書を受領した日から遅くとも 30 日以内に、被上訴人の答弁書に対する反論書を提出する。
- j. 裁判所審査会は、上訴人である輸入者と、被上訴人である関税消費税総局を召喚し、申立書を検証する。
- k. 税務裁判所審査会は、申立書の受領後 12 カ月以内に決定を行う。当該決定については、申立書の受領後 15 カ月まで延長することができる。
- l. 税務裁判所の決定は、以下の形式で提示することができる。
 - 1) 棄却
 - 2) 全部または一部の承諾
 - 3) 納付すべき税の追徴
 - 4) 承諾不能
 - 5) 不正確な書面および計算誤りの訂正
 - 6) 無効

税務裁判所による決定は、最終確定したものである。しかしながら、輸入者は、以下の場合には、最高裁判所の司法審査を通じて例外的な法的救済手段をとることができる。

- a. 税務裁判所による決定が、相手方の虚偽または詐欺、または刑事裁判官によって偽造と証明された証拠書類に基づくものであることが後から判明した場合
- b. 重要かつ決定力のある新たな証拠書類が税務裁判所の開廷中に発見され、異なる決定をもたらすと考えられる場合
- c. 申立てられていない内容、または申立てよりも大きな内容が承認されている場合
- d. 理由を検討することなく、訴訟内容の一部に決定がなされていない場合
- e. 現行の法令や規則に則っていない決定である場合

第8章 よくある質問（FAQ）

よくある質問（FAQ）

Q1. IATA 運賃と比較して航空運賃が低過ぎる

問 輸入者の中には、支払った航空運賃の実額が税関に認められず、国際航空運送協会（IATA）の運賃に基づく関税評価額になることを理由に、税関職員より追徴課税決定書（Notul/SPTNP）を受けた者がいる。輸入者はどうすればよいか？

- 答
1. 関税評価額は、CIF ベースでの輸入者・輸出者間の売買取引価格をいう。
 2. 上記の質問にあるような問題は、航空運賃が取引価格（CIF）に含まれていない場合に生じる。
 3. 航空運賃が取引価格に含まれていない場合には、以下の規定が適用される。
 - a. 輸入者は、実際の証拠または物資とその測定データ（証拠書類）に基づき、取引価格に航空運賃を含める⁶³（財務大臣規程 2010 年第 160 号第 5 条(3)項 e および第 6 条(1)項 a）。
 - b. 輸入者が実際の証拠または物質とその測定データを提供できない場合は、IATA の運賃に基づき航空運賃を決定する（財務大臣規程 2010 年第 160 号第 20 条(1)項 b）。
 4. 上記の規定に基づき、輸入者は以下のステップをとられたい。
 - a. 輸入手続において、輸入者は航空運賃に関する証拠書類を準備し、先を見越して税関職員に提出しておかれた方がよい。
 - b. 航空運賃は IATA の運賃に基づく旨を税関職員が主張して決定書を出した場合は、輸入者は関税消費税総局に異議を申立てることができる。
 5. 関税消費税総局への異議申立てにおいては、「第 7 章 - 異議および不服申立て」を参照されたい。
 6. 関税消費税総局が異議を却下した場合には、輸入者は「第 7 章 - 異議および不服申立て」に説明される手順に従って、税務裁判所に不服申立てを行うことができる。

⁶³ 実際の証拠または物資とその測定データとは、数字、文言および文章の形で、数量、価値または特定の測定値が含まれている書面に基づく証拠とデータのことをいう。

Q2. 貨物の輸入における規制や免許の確認の方法

問 当社はインドネシアに商品を輸入したいと考えている。しかしながら、当該商品に要求される規制や免許にどんなものがあるか分からない。

輸入貨物に関する規制や免許についての情報はどのように入手できるのか？

- 答
1. 輸入者は、ウェブサイト <https://eservice.insw.go.id> より、インドネシア・トレード・レポジトリ (INTR) の輸入貨物に関する規制／免許について確認できる。INTR では、貨物の HS コードまたはインドネシア関税率表における貨物名に基づき、検索することができる。
 2. INTR サイトから提供される情報は、現行の規制／免許のすべてを網羅していない場合や、最新の規則に添って更新されていない場合があることに留意されたい。
 3. 輸入者には、通関コンサルタントデスク、関係機関、税関コンサルタント、運送業者等に直接相談されることをお勧めする。

Q3. 原産地証明書に記載の HS コードと輸入申告書に記載の HS コードが異なる

問 インドネシアの輸入者が、日インドネシア経済連携協定 (IJEPA) に基づく特惠関税を適用することができる原産地証明書を使用して貨物を輸入する際、原産地証明書に記載される HS コードは 2002 年版 (xxyyzzaa) であり、2017 年版のインドネシアの HS コード (xxyyzzbb) とは異なっている。

輸入者はどうすればよいのか？

- 答
1. 輸入者は、原産地証明書には 2002 年版の HS コードを記載しなければならない (xxyyzzaa)。
 2. 他方、輸入者は、輸入申告書には 2017 年版の HS コードを記載する (xxyyzzbb)。
 3. つまり、原産地証明書に記載する HS コードが 2002 年版 (xxyyzzaa) であっても、原産地証明書における貨物の記載内容が輸入申告書のそれと同一である限り、輸入者は 2017 年版の HS コード (xxyyzzbb) を輸入申告書に記載すればよい。

Q4. 原産地証明書の発給日と輸出日が異なる

問 原産地証明書の発給日が、日本からの船積日（B/L日）と異なるため、IJEPAの特恵関税は無効になるという旨が記載された決定書（Notul/SPTNP）を税関職員より受け取った。
両者は常に同一の日付でなければならないのか？

答 1. IJEPAに関する運用上の手続規則では、以下のとおり規定している。

- a) 原則として、原産地証明書は船積日までに、または船積日から3日以内に発給されるべきである。
- b) 原産地証明書が、船積日までに、または船積日から3日以内に発給されなかった例外的な場合には、輸出者または権限を委任された代理人からの申請により、輸出締約国の法令に従い、船積日から12カ月以内に限り原産地証明書の遡及発行ができる。その場合、添付書類 1-Bに規定のとおり、原産地証明書の記載欄に「ISSUED RETROACTIVELY」と明記する必要がある。（以下略）

2. 原産地証明書にかかる、

- a) 船積日（B/L日）までに、または船積日から3日以内に発給
- b) 「Issued Retroactively」と読み取れるスタンプを付けて、船積日（B/L日）から3日後に発給

という規定を1つも満たしていない場合は、国際協定または規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 2017年第229号第13条(2)に基づき、税関職員は原産地証明書を却下する、輸入者はIJEPAの特恵関税の適用ができなくなる。

（参考1）

日インドネシア経済連携協定に関する運用上の手続規則 第2部（原産地規則） - 第1項（原産地証明書） - 規則3（発給）
<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/indonesia/agree0807.pdf>

（参考2）

日インドネシア経済連携協定のインドネシアにおける通関トラブルについて
（2010年8月31日 経済産業省プレスリリース）

Q5. 寄港地の記載漏れを理由に IJEPA 特恵関税を却下される

問 インドネシアに貨物を輸入し、IJEPA の特恵関税の適用を希望している。しかし、税関職員が輸入貨物の引取りを留保し、通し船荷証券に寄港地が記載されていないので IJEPA の特恵関税は適用できないとの決定をしているという。このような問題が頻繁に生じているというのは本当か？

- 答
1. 通し船荷証券または原産地証明書に、寄港地や積替え後の船名が記載されていないことを理由に、インドネシア税関が特恵関税の適用申請を却下する事例が頻繁に生じている。そのため、日本政府はインドネシア政府に運用の改善を求めている。
 2. この問題が両国政府間で解決されるまで、輸入者はこういったトラブルを防止するため、以下の手順で必要な対策をとった方がよい。
 - a. 見込みの寄港地を、通し船荷証券および原産地証明書に記載する
 - b. 通し船荷証券に「Through Bill of Lading」と記載する
 3. 財務大臣規程 2017 年第 229 号に従って、貨物船が積替えを行う場合、IJEPA の移送基準を満たしているとみなされるためには、輸入者は通し船荷証券／航空貨物運送状のような書類や、税関当局または関係機関からの書類もしくは情報をもって、非締約国では荷卸しや荷揚げを行う以外に、品質を維持するために貨物に手を加えていないことを証明しなければならない。
 4. また、輸入者が通し船荷証券の写しを提出していても、寄港地における非加工証明書が無いことを理由に、税関職員は IJEPA の特恵関税の適用を却下することがあるので留意されたい。ゆえに輸入者は、第三国の税関当局が発給する非加工証明書を取得する必要がある。

(参考3) 日インドネシア経済連携協定にかかる通関トラブルについて
(2017年6月5日 日本商工会議所プレスリリース)

Q6. 特定用途免除制度 - IJEPA の利用方法

問 輸入者は、IJEPA の特定用途免税制度（USDFS）での特惠関税便宜をどのように利用することができるか？

答 IJEPA の USDFS を利用する場合、輸入者は以下の手順に従わなければならない。

1. 輸入者は、「利用者」としてのステータスを得るため、1年間の輸入計画を提出し、工業省が指定するサーベイヤーによる検査を通じて工業検査証明書（SKVI-USDFS）を取得する必要がある。詳細については工業大臣規程（No.27/M-IND/PER/5/2008 および No.44/M-IND/PER/7/2008）および工業大臣規程 2018 年第 3 号を参照されたい。
2. 続いて、輸入者は関税消費税総局へ USDFS 関税の適用申請を行い、USDFS 関税の適用にかかる財務大臣決定を取得する必要がある。関税消費税総局長規程（2008 年第 9 号。No.09/BC/2008）では、以下が規定されている。
 - a) 利用者は、納税者番号、通関識別番号および USDFS の工業検査証明書を添付して、関税消費税総局に USDFS 関税の申請を行う。
 - b) 申請が承認されれば、輸入者は USDFS の輸入関税の適用に関する財務大臣決定書を取得する。
 - c) 利用者は、財務大臣決定書の写し、IJEPA 様式 of 原産地証明書原本、USDFS の工業検査証明書の写しを添付して輸入申告書を提出する。利用者はコード番号「60」、USDFS の輸入関税の適用に関する財務大臣決定書番号、（IJEPA 様式の）原産地証明書番号、HS コード、および USDFS の課税率（%）を記載する必要がある。
3. 輸入者には、上記規則および日インドネシア経済連携協定に関する運用上の手続規則第 1 部（貨物の取引） - 規則 5（輸入）に従って必要書類を準備することをお勧めする。

Q7. PLB における船積前検査

問 原産国（輸出者の国）での船積前検査が義務づけられる貨物が保税物流センター（PLB）を通じて輸入される場合、船積前検査は PLB で実施できるのか？

- 答
1. 船積前検査が必要な貨物については、商業大臣規程（2016 年第 82 号。No.82/M-DAG/PER/12/2016）で規定されている。
 2. PLB に関する財務大臣規程（2015 年第 272 号。272/PMK.04/2015）では、関係機関による検査は PLB で実施することができると規定している。
 3. さらに PLB に関する商業大臣規程（2016 年第 64 号。64/M-DAG/PER/9/2016）では、PLB にある貨物は原産国にある貨物とみなされ、当該貨物の検査は PLB で実施できることを規定している。
 4. これらの法令を考慮すると、例外規則が適用されない限り、輸出国での検査に代わって PLB での検査を行うことができると解釈できる。

Q8. PLB における恒久的施設

問 日本企業（インドネシア非居住者）が、サプライヤーとして貨物の保管に PLB を利用する場合、その PLB は、インドネシア国内で得た所得が課税対象となる恒久的施設（PE）とみなされるのか？

- 答
1. 財務大臣規程（28/PMK.04/2018）は、PLB 事業者/PLB 内事業者が扱う貨物が、関税領域外にいるサプライヤーによって所有されている場合の、恒久的施設としての PLB 事業者/PLB 内事業者のステータスについて、以下のとおり規定している。
 - a) インドネシアとサプライヤーの国との間に二重課税防止条約がある場合は、二重課税防止条約に従う（租税条約）。
 - b) インドネシアとサプライヤーの国との間に租税条約がない場合、所得税法の規定に従う。
 2. インドネシアと日本の間には租税条約（1982 年条約第 19 号）がある。租税条約第 5 条第 4 項によると、「恒久的施設」には以下を含まない。
 - a) 企業に属する物品または商品の保管または展示のためにのみ施設を利用すること
 - b) 企業に属する物品または商品の在庫を保管または展示のためにのみ保有すること
 - c) 企業に属する物品または商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること
 3. 他方、租税条約第 5 条第 6 項によると、以下の場合には恒久的施設とみなされる。
 - a) 当該人物（企業／個人）が、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を反復して行使する場合
 - b) 当該人物（企業／個人）が、当該一方の締約国内で、当該企業に属する物品または商品の在庫を保有し、当該在庫により当該企業に代わって反復して注文に応じる場合
 4. 現在のところ、外国のサプライヤーが事業活動を展開する意向がある場合に、PLB が恒久的施設とみなされるかどうかについて、インドネシアの税務当局から結論は出ていない。
 5. 税務当局による公式見解／解釈が出ることによって、PLB を利用した事業活動の拡大が期待される。

Q9. PLB 免許申請中における貨物の一時蔵置の方法

問 関税消費税総局からの PLB 免許交付待ちの間、輸入者は通関手続き中に輸入貨物を保管するためにどのような代替手段を利用することができるか？

- 答
1. この場合、輸入者は一時蔵置場（TPS）を利用することができる。財務大臣規程 2015 年第 23 号によると、税関事務所からの引取り待ちの輸入貨物は、一時蔵置場で最大 30 日間保管することができるとしている。
 2. 30 日経っても PLB 免許がまだ交付されていない場合は、当該輸入者は、一時蔵置場外で貨物を保管する申請を税関に行く。財務大臣規程 2007 年第 70 号では、税関の承認を受けた後で最大 60 日間、港外の保税蔵置場で貨物を保管できる旨を規定している。
 3. 輸入者が 90 日以内に何の対応もとらない場合には、当該貨物の所有権は自動的に税関に移管され、後に競売にかけられるので、留意されたい。

Q10. 原産地証明書に記載の品名がインボイスに記載のものと一致しないことを理由に IJEPA の特惠関税を却下される

問 当社は輸入申告書を提出し、IJEPA の特惠関税の適用を受けるつもりだったが、IJEPA 様式 of 原産地証明書に記載の品名がインボイスに記載のものと一致しないため特惠関税を適用できないと、インドネシア税関は指摘する。こういった問題は頻繁に起きているのか？

- 答
1. はい、IJEPA の原産地証明書に記載される品名がインボイスに記載されるものと完全に一致していないことを理由に、特惠関税を却下される事例が複数ある。
 2. IJEPA 様式裏面の 4 番（Field 4）には、「原産地証明書に記載される品名はインボイスに記載される品名と実体上同一であるべき、可能であれば、HS に基づく品名と同一であるべき」と記載されている。
 3. 日本政府はインドネシア政府に対し、原産地証明書に記載される品名と、インボイスに記載される品名は、完全に同一である必要はなく、製品の同一性を判断できる程度でよいと伝え、引き続き、運用の改善をしよう求めているところである。
 4. このようなトラブルを避けるため、当面の間、輸入者はインボイスに記載する品名（型番、サイズ等を含む）と原産地証明書に記載する品名を完全に一致させた方がよい。

（参考）日インドネシア経済連携協定にかかる通関トラブルについて
（2015 年 10 月 2 日 日本商工会議所プレスリリース）

Q11. 申告輸入価格が関税評価額データベースのものより低価

問 当社は、申告された関税評価額が、関税評価額データベースの価格より低いという理由で、税関職員より追徴課税決定書（Notul/SPTNP）を受領した。しかしながら当社は、税関職員がなぜそのような決定書を発行したか理解できない。

税関職員がそんなことをする法的根拠はあるのか？

- 答
1. 財務大臣規程 2010 年第 160 号第 26 条によると、申告された関税評価額が、関税評価額データベースにある「同一商品」の価額より 5 % を超えて下回っていることが税関の調査で判明した場合、税関職員は申告価格が妥当なものではないとみなすことができるとしている。
 2. 企業が低リスクの輸入者に分類されている場合は何の問題もなく、担当職員から税関事務所に報告があがる。しかしながら、企業が中リスク、高リスク、または超高リスクの輸入者に分類される場合は、税関職員は関税評価額にかかる情報提供要請（INP）を当該企業に送付して、関税評価額にかかる申告（DNP）をもって、申告した関税評価額の証明を 3 日以内に行うよう要求する。
 3. 輸入者が DNP を提出しない場合または DNP の監査結果の有効性や正確性が確認できない場合（申告価格が妥当でない判断される場合）、税関職員は関税評価額を決定し、上記規定および関税法（2006 年）第 17 号の第 16 条に従って追徴課税決定書（Notul/SPTNP）を発行する。
 4. 輸入者は、SPTNP を受領したら追徴税の納付を完了する必要がある。
 5. SPTNP に異議がある場合、輸入者は納付済の税金の還付を求めて、関税消費税総局に異議を申立てることができる。
 6. 関税消費税総局が、当該課税決定を無効としない場合、輸入者は納付済の税金の還付を求めて訴訟を起こすことができる。

Q12. 関税評価額にかかる情報提供要請（INP）を受け、タイトな期限内での回答を求められる

問 輸入者は貨物の輸入許可（SPPB）を取得した後で、関税評価額にかかる情報提供要請（INP）を受領することが時々ある。INP の受領後、輸入者はタイトな期限内で要請されたデータを提出する必要がある、当該要請を履行しないと追徴課税決定書（Notul/SPTNP）を出されてしまう。

このような問題を避けるため、輸入者は何をすることができるか？

- 答
1. 類似した事例はいくつかある。
 2. このような問題を避けるため、インドネシア税関は、関税評価に関する「評価指針」のしくみを導入した。財務大臣規程 2018 年第 134 号には、以下のように記載されている。
 - a) 輸入者は、輸入申告の前に税関事務所へ、輸入貨物の費用／価額についての評価指針を求める申請を行うことができる。
 - b) 輸入者は、以下の形式の売買取引の存在を証明する書類を提出する。
 - 1) 発注書
 - 2) 確認書
 - 3) 販売契約書
 - 4) インボイス
 - 5) 信用状（L/C）
 - 6) その他、それに類する支払取引書類売買取引書類以外に、輸入者はまた、関税評価の実体的な対象物品に関連する書類を提出する。書類は、以下の形式とする。
 - 1) 契約書（アシスタンス、ロイヤルティ、商標、ライセンス付与、著作権、保証、代理店／ブローカー、プロシーズ）
 - 2) 保険証書
 - 3) 運送書類
 - 4) 関税評価額の構成要素に関連する書類
 - c) 申請に不備がなければ、税関は 40 営業日以内に評価指針を発行する（AEO/MITA の場合は、申請後 30 営業日以内）。
 - d) 評価指針は発行日より 3 年間有効とする。

Q13. IJEPA に基づく原産地証明書の提出期限

問 EPA/FTA の枠組みにおける特惠関税を利用するために、輸入者はタイトな期限内に原産地証明書を提出している。輸入者が期限までに必要な書類を提出しない場合、当該特惠関税は適用できず、輸入税の不一致を理由に、輸入者は追徴課税決定書（Notul/SPTNP）を受けることになる。

このような問題を避けるため、輸入者は何をすべきか？

- 答
1. 国際協定または規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 2017 年第 229 号では、すべての EPA/FTA の枠組みにおける原産地証明書の提出期限について以下のとおり規定している。
（税関事務所が 7 日／24 時間対応をしている場合）
 - a) イエローまたはレッドチャンネル：輸入申告日の翌日正午まで
 - b) グリーンチャンネル：輸入申告日から 3 日以内
 - c) AEO：輸入申告日から 5 営業日以内
（税関事務所が 7 日／24 時間対応をしていない場合）
 - a) イエローまたはレッドチャンネル：輸入申告日の翌営業日の正午まで
 - b) グリーンチャンネル：輸入申告日から 3 営業日以内
 - c) AEO：輸入申告日から 5 営業日以内
 2. 輸入者は、上記期限内に要求された書類を提出しない場合には追徴課税決定書（Notul/SPTNP）を受け、追徴税を納付しなければならないので、留意されたい。
 3. このような問題を避けるため、輸入者は、企業が原産地証明書を取得したとき、または原産地証明書の到着日のタイミングで、輸入申告書を提出した方がよい。

Q14. インドネシア国家規格（SNI）等の輸入制限

問 インドネシアに貨物を輸出したいが、インドネシア国家規格（SNI）等、輸入制限が多数あるとよく聞く。どうすればいいか？

- 答
1. 原則として、有効な輸入業者認定番号（API）または事業基本番号（NIB）を持つ輸入者のみ、インドネシアに貨物を輸入できる。APIには、一般輸入業者認定番号（API-U）と製造輸入業者認定番号（API-P）の2つがある。
 2. 輸入の禁止および制限について、より詳しいことは <http://eservice.insw.go.id> で確認できる。品名または HS コードを使用して、LARTAS 情報メニューから 検索することもできる。
 3. 上記に加え、インドネシア国家規格（SNI）にも注意を払われたい。
 4. SNI は、単なる国家の製品規格にとどまらず、サービスや管理システム、プロセス、人員（技能）、試験方法、デザイン等の包括的な規格でもある。原則として、SNI は任意の規格である。
 5. しかしながら、SNI の強制適用品目数は 105 品目（2017 年 3 月時点）から 198 品目（2018 年 11 月時点）まで増加している。SNI 強制適用品目については、輸入品でも国内品においても、SNI 許可証を取得していない限り、インドネシアでは流通できないことに留意されたい。
 6. 詳細については、インドネシアの輸入者または物流会社を通じて、国家標準化庁（BSN）に相談することをお勧めする。

Q15. 保税倉庫のメリットとデメリット

問 保税倉庫を活用するメリットとデメリットは何か？

- 答
1. 企業がインドネシアへの貨物の輸入および国内顧客への販売に従事している場合、企業は輸入時に輸入税、付加価値税、前払所得税等の輸入関連税を納付する。
 2. その後、企業は顧客に対して税込でインボイスを発行するが、そのことによって当該企業は、還付や税務調査のような税務上の負担を負うおそれがある。
 3. 財務大臣規程 2011 年第 143 号によると、保税倉庫から保税倉庫／保税地域への貨物の運送には、付加価値税や奢侈品販売税は課されない。
 4. 企業が保税倉庫に貨物を蔵置し、顧客の保税倉庫に運送する場合、輸入関連税の支払いは免除される。これにより企業の税務負担を軽減できる。
 5. 他方、企業は保税倉庫の免許を取得した場合は、保税倉庫管理者／事業者または保税倉庫内事業者兼保税倉庫管理者（PDGB）として、税関職員に報告を行い、税関の検査に協力する義務が生じる。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20190010>

■本資料に関する問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）ジャカルタ事務所

Summitmas I, 6th Floor, Jl. Jend. Sudirman Kav. 61-62, Jakarta 12190,
INDONESIA

TEL : 62-21-5200264

E-mail : JKT@jetro.go.jp